

平成25年12月
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

平成25年12月5日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会期決定について	
第 2		一般質問	
第 3	議案第61号	監査委員の選任の同意について	即 決
第 4	議案第62号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について	総務文教付託 (一 括) 総務文教付託 生活環境付託
第 5	議案第69号	平成25年度大竹市一般会計補正予算（第2号）	
第 6	議案第70号	平成25年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
第 7	議案第63号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第 8	議案第64号	大竹市水道条例等の一部改正について	生活環境付託 生活環境付託 (一 括) 生活環境付託
第 9	議案第71号	平成25年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）	
第10	議案第72号	平成25年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）	
第11	議案第73号	平成25年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	
第12	議案第65号	大竹市火災予防条例の一部改正について	総務文教付託
第13	議案第66号	大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について	生活環境付託
第14	議案第67号	財産の取得について（小型動力ポンプ付消防車）	総務文教付託 (一 括) 生活環境付託
第15	議案第68号	広島県と大竹市との間における漁港管理事務の事務委託の廃止に関する協議について	
第16	平成25年請願第2号	少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について	総務文教付託
第17	意見書案第2号	消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書の提出について	即 決

○会議に付した事件

○日程第 1 会期決定について（表決）

○日程第 2 一般質問

○出席議員（16人）

1 番 寺 岡 公 章

2 番 大 井 涉

3 番 網 谷 芳 孝

4 番 藤 井 馨

5 番 乃 美 晴 一
 7 番 北 林 隆
 9 番 細 川 雅 子
 1 1 番 上 野 克 己
 1 3 番 二階堂 博
 1 5 番 西 川 健 三

6 番 児 玉 朋 也
 8 番 山 崎 年 一
 1 0 番 日 域 究
 1 2 番 原 田 博
 1 4 番 田 中 実 穂
 1 6 番 山 本 孝 三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長
 副 市 長
 教 育 長
 総 務 部 長
 市 民 生 活 部 長
 健 康 福 祉 部 長 兼
 福 祉 事 務 所 長
 建 設 部 長
 上 下 水 道 局 長
 消 防 長
 総 務 課 長 併 任 選 挙
 管 理 委 員 会 事 務 局 長
 企 画 財 政 課 長
 自 治 振 興 課 長
 市 民 税 務 課 長
 福 祉 課 長
 保 険 介 護 課 長
 監 理 課 長
 土 木 課 長
 上 下 水 道 局 業 務 課 長
 上 下 水 道 局 工 務 課 長
 総 務 学 事 課 長
 生 涯 学 習 課 長

入 山 欣 郎
 大 原 豊
 大 石 泰
 太 田 勲 男
 青 森 浩
 正 木 丈 治

長谷川 寿 男
 稲 田 正 文
 西 岡 靖
 米 中 和 成

吉 岡 和 範
 吉 田 茂 文
 北 林 繁 喜
 吉 原 克 彦
 佐 伯 隆 文
 香 川 晶 則
 平 田 安 希 雄
 重 本 隆 男
 山 本 豪
 野 崎 光 弘
 橋 村 哲 也

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
 議 事 係 長

福 重 邦 彦
 三 浦 暁 雄

会期決定について

平成25年12月大竹市議会定例会（第5回）の会期を、次のとおり定める。

平成25年12月5日提出

大竹市議会議長 寺岡公章

自 平成25年12月 5日

15日間

至 平成25年12月19日

会 期 日 程 表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
12. 5	木	本会議		・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決・付託） ・請願、意見書上程（付託・即決） ・散会
6	金	(予備日)		
7	土	休 会		
8	日			
9	月		総務文教委員会	付託案件審査 10時～
10	火		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
11	水		岩国大竹道路対策特別委員会 まちづくり対策特別委員会	10時～
12	木		安心安全対策特別委員会	10時～
13	金			
14	土			
15	日			
16	月			
17	火			
18	水			
19	木	本会議		・決算特別委員長報告（表決） ・一般議案委員長報告（表決） ・請願委員長報告（表決） ・閉会

+

平成25年12月大竹市議会定例会（第5回）

一般質問通告表

1

12番 原 田 博 議員

質問方式：一問一答

障害者差別解消法成立に伴う本市の今後の取り組みを問う

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法が去る6月19日の参議院本会議で全会一致で可決・成立をしました。この法律の主旨、目的については、神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会のホームページから、一部ですが、抜粋、御紹介いたします。

この法律は、障害者の尊厳と権利を保障した国連の障害者権利条約の批准に向けて、障害を理由とした差別の解消を進めるための国内法として整備されたものです。法律では、障害者への差別をなくすため、国や地方自治体に対し必要な施策を実施することを義務づけているほか、国民に対しても障害を理由とした差別の解消が進むよう努めることを求めています。

また、障害者が支障なく日常生活を送れるよう、国や地方自治体、それに民間の事業者に対し、施設や設備をバリアフリー化したり、職員に対する研修を行ったりするなどの環境整備に努めるよう定めています。

公共機関や民間企業に対し、障害を理由とした不当な差別的取り扱いを禁じ、過重負担にならない限り、施設のバリアフリー化を進めるなどの合理的配慮を求める内容です。国に指導・勧告権があるとして、虚偽報告をした企業への罰則規定も設けられています。施行は3年後の2016年4月です。

また、この障害者差別解消法施行に向けたスケジュールについては、基本方針・策定に向けた関係者のヒヤリング、ヒヤリングを踏まえた課題の整理、基本方針案の検討・取りまとめ、各行政機関等において対応要領・対応指針の作成・公表、平成28年4月1日の法施行に向け、障害者、事業者等の関係者や国民への周知・広報等、多くの検討・見直し項目が挙げられています

しかしながら、現状はいかがなものでしょうか。障害者への温かい視線や自然でさりげない助けをしているだろうか、差別的な言葉を投げつけてはいないだろうか、わたしたちは、差別という言葉、重みをちゃんと自覚しているだろうか。

つまりは、法律の施行を待つまでもなく、障害者の差別を無くすという取り組み、対応は、私たちの心の問題、気持ちのありよう、人としての生き方の一つです。少しでも、差別がない世の中、障害者の良き理解者、おたけ市になればと願います。併せて、障害者だけではなく、全ての人に優しい社会にしなければなりません。それに向け、私たちは努力をしなければなりません、責任があります。

この障害者差別解消法は、成立したばかりであり、法律の主旨、目的に沿った運営や、民間事業者、地方自治体の役割などについては、対応指針などが示された時点で、大竹市第4期障害福祉計画などへの反映を含め、本市の具体的な活動、対応が明らかになっ

ていくものと承知いたしています。

については、係る状況下ですが、障害者差別解消法の施行に向け、前段での本市の取り組み、対応について問います。

高齢者、介護社会と現役世代の関わり、本市の取り組みを問う

全国の認知症高齢者は、厚生労働省の研究班が今春まとめた調査結果では、2012年度で462万人と推定されました。65歳以上の高齢者3,079万人の15%に当たるとあります。年代別で見ると、65歳～69歳では2.9%だが、85歳以上では4割を超える、有病率は加齢とともに上昇し、男性よりも女性の方が高くなるとの記述があります。

本市では、平成25年4月1日現在、65歳以上が8,617人ですが、認知症の方が推計通りなのかは、把握はいたしてはいませんが、それに沿った人数ではないかと危惧をいたしてもいます。

一方、高齢者が健康で過ごせるための本市の取り組みは、いかがなものか。平成25年度では、新規事業では、健康増進計画及び食育推進計画策定事業、拡充された予防推進事業には、在宅寝たきり高齢者訪問歯科診察促進事業、あるいは健康増進として、特定健康診査・特定保健指導、更には、新たに、糖尿病対策推進事業、また、地域密着型サービス事業など、多くの事業があります。

それが高齢者などにきちんと受け入れられ、具体的な成果になるには、介護保険の認定を受けていない65歳以上の高齢者の健康状況の把握、生活機能の低下者の予防、理学療法士、管理栄養士などとの連携による運動機能や栄養状態等の改善指導、また、民生委員、社会福祉協議会、自治会など地域社会との日常的関わり、支援体制が不可欠です。

厚生労働省が推進している高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。

それらのことは、平成24年3月に策定しました「大竹市高齢者福祉計画・大竹市介護保険事業計画」からも、高齢者を取り巻く状況の厳しさの深刻化に対する医療制度や介護保険制度の社会保障と地域社会におけるきめ細やかな高齢者福祉の重要性など、これまでの取り組みの充実と地域包括ケアの実現のための施策や、認知症高齢者対策など、今後の本市の悩みである高齢社会が抱える課題の大きさが読み取れます。

問題は、高齢化で親や配偶者の介護に直面する働き盛り世代が増えていることです。総務省の調査では、介護をしながら働く人は291万人。仕事と介護の両立は負担が大きく、介護を理由に退職した人は年間で10万人に上るとの報道です。更には、現在64歳～66歳の団塊世代が更に高齢になり、認知症の人が急速に増えると見込まれています。

その重大さを認識した上で、政府の社会保障制度改革国民会議が8月にまとめた報告書では、「介護を理由に離職する人が大幅に増加する」として、介護休業の周知や職場環境の改善の必要性を強調しています。一部の企業では、介護離職を人材の損失ととらえ、両立支援策の拡充を始めているとあります。

つまりは、介護離職は、一部の企業だけの損失ではありません。経済、社会面などか

らも、本市にとっても損失であり、見過ごすものではないと理解をしています。

加えて、働き盛り世代、現役世代は、社会全ての担い手、支え手であり、それが介護離職などによる減少は、少子高齢社会と共に、社会を支える人口が支えられる人口より少ない社会の到来に向け、「わたしたちは、この現実から目をそらすことなく、施策のあり方、負担のあり方を見直すべき時期にきている」と、いつかの入山市長の発言が思い出されます。

わたしとしては、国家存亡の大きな課題の一つとして捉えてもおり、早急な国のドラステックな対応を望みます。

については、本市の高齢者、介護者、認知症の実態、繰り返しの質問になろうかと思いますが、それらの対応・対策について、また、介護離職者に対する認識を問います。

入山市長のまちづくり・市政運営について、次期市長選挙への立候補の意思を問う

2

8 番 山 崎 年 一 議員

質問方式：一問一答

大願寺地区宅地売却の事業計画を問う

9月議会に引き続き、大願寺造成地のエポックワン所有の15,633平方メートルの空き地の事業計画について伺います。9月議会で市長は「4ha以上の住宅用地を確保することなどの募集要項の条件を全て満たしたことにより6.2ha売却した。土地をどのように活用されるかは土地所有者に決定権がある。今後土地活用策について意向が示されれば可能な限り協力したい」と答弁されています。

計画・提案型（プロポーザル）の売却ですから事業計画が必要です。売却面積の4分の1にも及ぶ土地が放置されています。事業計画・売却の経緯を問います。

防鹿水源地「緩速ろ過池」の衛生管理を問う

議会が9月30日に実施いたしました管内視察から、防鹿水源地の視察では緩速ろ過池などの施設を見学しました。小瀬川の伏流水を取水し緩速ろ過池で浄化し塩素注入され、再び追塩設備を経て家庭に配水されているものとされています。緩速ろ過池の4槽についての日常の衛生管理について、また、施設の更新計画等について問います。

小方・御園1号線JRガード進入路の拡幅による交通の円滑化対策を問う

岩国・大竹道路の用地買収が進んでいます。先日も地域住民の皆さんが早期完成に向けた陳情署名に取り組みました。しかしながら当初予定からの遅延はまぬかれません。また完成までは相当の年月を要するものと思われます。そこで収用済みの土地の一部を工事着工までの間借用し、道路の一部拡幅を図ることはできないでしょうか、JR小方ガード（元豊田酒造前）の車両の往来は近年相当の増加が見られます。国道2号線の市役所前信号からのガードへの侵入口の市道を拡幅することでガードへの侵入を見通し良くし、事故防止と交通の円滑化を図れば、歩行者である地域住民の安心安全対策にもつながります。対策を問います。

3

9 番 細 川 雅 子 議員

質問方式：一問一答

玖波中学校の教育環境面での課題と対策について

教育委員会は玖波中学校の充実について「当面は現在のまま、将来必要となったときに改めて検討する」という考え方のようです。「小・中学校充実のための基本の方針」について、全てを受け入れるものではないが考え方は尊重するべきと捉えているようですが、どの部分が変わりどの部分を尊重するべきとお考えでしょうか。

玖波中学校の生徒数は減少の一途をたどっています。このまま減っていったら、教育環境でどのような問題が出てくるとお考えですか。とるべき対策についてお尋ねします。

小学校を現地で建て替えるとなると、中学校の将来像もおのずと制限され、玖波地区で施設一体型の小中一貫校の実現はなくなります。玖波地区で、施設一体型の学園をつくるチャンスがありながらあえて分離型で進める納得のいく御説明をお願いします。

今後開催される地域説明会や基本構想づくりにおいて、中学校を別枠で考えるのではなく、一体として考えていく姿勢が求められると考えますが、教育長のお考えをお願いします。

4

16番 山本孝三 議員

質問方式：一括

後発薬の普及について

医療費抑制・患者負担の軽減

学校図書の実・司書の配置について

生活保護法の「改正」要点及び給付引き下げについて

給付引き下げによる他事業への影響

法「改正」の問題点

5

6番 児玉朋也 議員

質問方式：一問一答

放課後児童クラブについて

「地域子ども・子育て支援事業」の中で放課後児童クラブなどの充実が含まれております。早ければ平成27年4月施行予定となり、それに準じれば対象児童も拡大され、施設的环境整備も必須となりますが、今後の見通しについてお聞かせください。

6

10番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

大竹市のものごとを決定するシステムについて

不動産を売却する場合に、不動産評価審議会の果たす役割と、その運営ルールをお尋ねします。また、事業者をプロポーザル方式で決定することもあります。この運営ルールも教えてください。

最近30年間の大竹市の財政推移を見て

大竹市の財政は大変厳しい状況です。日本の地方財政制度のルールからすれば、あり得ないほどの厳しさですが、そこには大きなミスエイクが潜んでいるように感じます。それは地方交付税制度の理解不足です。今後この轍を踏まないためにも、確かな検証が必要です。これから、大竹駅橋上化や宮島競艇の赤字など、交付税制度外での負担発生の可能性は多々あります。極力避けなければいけません。

7

4 番 藤 井 馨 議員

質問方式：一問一答

第五次大竹市総合計画、健全な行財政運営の推進

1. 数値目標（借入金残高）H21「440億円」、H27「370億円」とありますが、数値目標について現状はどのようになっていますか？お尋ね致します。

1. 債務の減額についての取り組みについてお尋ね致します。

8

2 番 大 井 渉 議員

質問方式：一問一答

信頼される監査を目指して

複雑、多岐にわたる行政に対して、監査委員の重要性は高まっています。地方自治法第199条と、大竹市監査委員条例並びに監査基準要項を中心に質問をさせていただきます。

9

7 番 北 林 隆 議員

質問方式：一問一答

漁港管理の移管について

広島県では、住民に身近な基礎自治体（市・町）が地域の実情や住民ニーズに沿った行政サービスを自主的・総合的に実施できるよう、県から市町への事務・権限の移譲に取り組む中、この度、本市においては漁港の管理が移管されようとしています。なぜ、漁港の管理を今受けるのですか。

平成23年3月定例会において関連質問をしていますが、何か進展はありましたか。

10時00分 開会

○議長（寺岡公章） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第5回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～○～～～～～～

会議録署名議員の指名

○議長（寺岡公章） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番、細川雅子議員、11番、上野克己議員を指名いたします。

本日の議事日程、会期決定について、一般質問通告表、諸般の報告について、請願第2号、意見書案第2号を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

定例会招集に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、去る10月1日より、ごみ手数料の導入をしたところでございます。燃やすごみの袋が変更となることもあり、自治会の多くの皆様、関係者の皆様が、ごみステーションの前に立って、ごみ出しの確認をしてくださいました。おかげさまで大きなトラブルもなく、市民の皆様の民度の高さに敬服いたしますとともに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

まだ始まって2カ月余りではございますが、昨年同時期と比べまして、燃やすごみの量が約20%強の減量となっております。まだ一時的な比較ではございますが、効果があらわれていると感じております。

さて、このたびの定例会で御提案させていただきます議案について申し上げますと、監査委員の選任の同意について、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について、条例の一部改正について、大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について、財産の取得について、広島県と大竹市との間における漁港管理事務の事務委託の廃止に関する協議について、平成25年度大竹市一般会計などの補正予算など、合わせて13案件でございます。

これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第１ 会期決定について

○議長（寺岡公章） 日程第１、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第２ 一般質問

○議長（寺岡公章） 日程第２、一般質問を行います。

この際、念のためお願いしておきます。議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて、会派の代表が１時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は５回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、１回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。

２回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに４回までの発言となります。

なお、時間の予告は、従来の例により５分前に１打、１分前に２打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

12番、原田 博議員。

〔12番 原田 博議員 登壇〕

○12番（原田 博） 民政クラブの原田 博です。

今回の質問は、１、障害者差別解消法成立に伴う本市の今後の取り組みを問う。２、高齢者、介護社会と現代世代のかかわり、本市の取り組みを問う。３、入山市長のまちづくり・市政運営について、次期市長選挙への立候補への意思を問うです。御答弁につきましては、よろしくお願いいたします。

まず最初に、障害者差別解消法成立に伴う本市の今後の取り組みを問うです。

皆様御承知のように、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法が、去る６月19日の参議院本会議で全会一致で可決・成立しました。

御参考までに、法律の趣旨、目的については、神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会のホームページに掲載されていまして、一部ですが、抜粋、御紹介いたします。

この法律は、障害者の尊厳と権利を保障した国連の障害者権利条約の批准に向けて、障

害を理由とした差別の解消を進めるための国内法として整備されたものです。法律では、障害者への差別をなくすため、国や地方自治体に対し、必要な施策を実施することを義務づけているほか、国民に対しても、障害を理由とした差別の解消が進むよう努めることを求めています。

また、障害者が支障なく日常生活を送れるよう、国や地方自治体、それに民間の事業者に対し、施設や設備をバリアフリー化したり、職員に対する研修を行ったりするなどの環境整備に努めるよう定めています。

公共機関や民間企業に対し、障害を理由とした不当な差別的取り扱いを禁じ、過重負担にならない限り施設のバリアフリー化を進めるなどの合理的配慮を求める内容となっています。国に指導・勧告権があるとして、虚偽報告をした企業への罰則規定も設けられています。施行は、3年後の2016年4月、平成28年4月からです。

また、この障害者差別解消法施行に向けたスケジュールについては、基本方針など策定に向けた関係者のヒアリング、そのヒアリングを踏まえた課題の整理、基本方針案の検討・取りまとめ、各行政機関等においては、対応要領・対応指針の作成・公表など、平成28年4月1日の法施行に向け、障害者、事業者等の関係者や国民への周知・広報等、多くの検討・見直し項目が挙げられています。

それでは、障害者に対する差別について、現状はいかがなものでしょうか。障害者への温かい視線、自然でさりげない助けを私たちはしているでしょうか。会話中に差別的な言葉を投げつけてはいないでしょうか。私たちは、差別という言葉、重みをちゃんと自覚しているのでしょうか。それらの設問は、人がどうかではありません。実は私がどうなのか、私自身への問いでもあります。

つまりは、法律の施行を待つまでもなく、障害者の差別をなくすという取り組み、対応は、私たちの心の問題、気持ちのありようであり、人としての生き方そのものです。少しでも差別がない世の中、障害者のよき理解者、大竹市になればと願うものです。あわせて、障害者という垣根に捉われるものでもありません。全ての人に優しい社会にしなければなりません。そんな社会、大竹市づくりに、私たちは努力をしなければなりません。その責任を痛感いたしております。

確かに、この障害者差別解消法は、成立したばかりであり、法律の趣旨、目的に沿った運営や、民間事業者、地方自治体の役割などについては、対応指針などが示された時点で、大竹市第4期障害福祉計画などへの反映を含め、本市の具体的な活動、対応が明らかになってくるものと思います。

については、係る状況下ですが、障害者差別解消法の施行に向け、前段での本市の取り組み、対応について問います。

次に、高齢者、介護社会と現役世代のかかわり、本市の取り組みについてです。

全国の認知症高齢者は、厚生労働省の研究班が今春まとめた調査結果では、2012年度で462万人と推定されました。65歳以上の高齢者全体の3,079万人の15%に当たります。年代別で見ると、65から69歳では2.9%ですが、85歳以上では4割を超えます。有病率は、加齢とともに上昇し、男性よりも女性の方が高くなると指摘されております。

平成25年度、大竹市における認知症高齢者の現状については、平成25年4月1日現在、65歳以上の方は8,617人、そのうち認知症高齢者は866人、計算上、65歳以上では、約10%に当たることになります。

しかしながら、日常生活自立度2以上、つまりは、日常生活に支障を来すような症状、行動や、意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態の認知症高齢者は、実に要介護認定者1,510人に対しては57.4%にも上っています。私は、この割合の高さが気になっています。とても危惧いたしてもいます。

一方、高齢者が健康で過ごせるための本市の取り組みは、どうなのでしょう。平成25年度、新規事業では、健康増進計画及び食育推進計画策定事業、拡充された予防推進事業には、在宅寝たきり高齢者訪問歯科診察促進事業、あるいは健康増進として、特定健康診査・特定保健指導、さらには、新たに糖尿病対策推進事業、また、地域密着型サービス事業など、多くの対応・施策が挙げられます。

それが高齢者などにきちんと理解され、受け入れられ、具体的に目に見える形、成果としてなるには、介護保険の認定を受けていない65歳以上の高齢者の健康状況の把握、生活機能の低下者の予防や、理学療法士、管理栄養士等との連携による運動機能や栄養状態などの改善指導もさることながら、民生委員、社会福祉協議会、地元自治会など地域社会との日常的かかわり、支援体制づくりが今後は特に必要だとも思います。

加えて、厚生労働省が推進しています高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域の包括的な支援・サービス提供体制、つまりは、地域包括ケアシステムの早期な構築、確立は不可欠です。

それらのことは、平成24年3月に策定しました「大竹市高齢者福祉計画・大竹市介護保険事業計画」からも、高齢者を取り巻く状況の厳しさ、深刻化、医療制度、介護保険制度などの社会保障、地域社会におけるきめ細やかな高齢者福祉施策の重要性など、本市がこれまで取り組んできました施策の充実や、さらには地域包括ケアの実現、認知症高齢者対策など、待ったなしの高齢社会が抱えている課題、悩みが私の目にも浮かんできます。

問題は、高齢化により、親や配偶者の介護に直面する働き世代がふえていることです。総務省の調査では、介護をしながら働く人は291万人。介護と仕事の両立は負担が大きく、介護を理由に退職した人は年間で10万人に上るとの報道です。さらに心配なことは、現在64歳から66歳の団塊世代が一気に高齢者になり、そして、認知症となっていく可能性への懸念です。

その重大さを十分に認識した上で、政府の社会保障制度改革国民会議が8月にまとめた報告書では、「介護を理由に離職する人が大幅に増加する」として、介護休業の周知や職場環境の改善の必要性を強調しています。一部の企業では、介護離職を人材の損失と捉え、両立支援策の拡充を始めているとあります。つまりは、介護離職は、一部の企業だけの損失ではありません。経済、社会環境面などからも、本市にとっても甚大な損失であり、看過することのできない問題だと考えます。

加えて、働きざかり世代、現役世代は、社会全ての担い手、支え手であり、それが介護

離職などによる減少は、少子高齢社会とともに、社会を支える人口が支えられる人口より少ない社会の現状を鑑みたとき、「私たちは、この現実から目をそらすことなく、施策のあり方、負担のあり方を見直すべき時期にきている」と、いつかの入山市長の発言を思い出します。

私としては、国家存亡の大きな危機として捉えてもおり、国のドラスティックな対応を望みます。ついては、本市の高齢者、介護者、認知症の実態、繰り返しの質問になろうかと思いますが、それらの対応・対策について、また、介護離職者に対する認識を問います。

次に、3番目、最後の質問ですが、入山市長のまちづくり・市政運営について、次期市長選挙への立候補の意思を問います。

さて、入山市長は、平成22年6月13日にとり行われました市長選挙において再選され、その直後の大竹市議会臨時会において、2期目に向かう4年間の基本的な市政運営への考え方を述べられました。

それは、市政を運営するに当たり、基本的な姿勢としての、市民の皆さんを大切になど3つの大切、そして、政策を展開していく前提としての総合計画の尊重などの3つの前提、そして、2期目に取り組む上で、安定して運営できる行政の仕組みづくり、将来の大竹を担う人づくり、よいまち大竹づくりなど、3つの重点施策を中心に進めていくというものでした。

また、入山市長は、第5代目の大竹市長の重責を担うに当たり、初当選後の臨時会では次のような挨拶をされました。

「大竹市には、先人が残してくださった、たくさんの蓄積があります。例えば、大竹の港は、南方からの多くの引揚者を迎えた良港でした。そして、本市には、つらく苦しい思いの中で引き揚げてこられた方を癒やす人情と経済基盤もありました。また、日本の復興を担う工場の誘致も先人の功績です。日本の石油コンビナート発祥の地でもあり、その恩恵は、雇用の場が地元にあるというだけでなく、自治体の強さとして今も続いています。和紙づくりから近代製糸業、沿岸漁業から養殖漁業への展開、農業、林業、あるいは商業や観光業、教育、文化、政治、そして地域共同社会の分野においても同様です。これら先人の蓄積を大切に、先人たちが各時代の中で決断をしてきた積み上げによって、ここまで来た大竹があることを素直に認めることが大切です。そして、今ある大竹を批判、否定するのではなく、大竹の歴史、資産を生かすまちづくりを進めてまいります。

しかしながら、依然として大願寺山開発を初めとした、バブル期以降の開発行政によって生じた多額の債務の返済や、第2期工業用水事業の経営問題などの難題も山積しております。これらの問題の解決に当たっては、特に、市民の代表である議員の皆様とは誠実に話し合い、その上で人心を結集して、これらの諸問題の解決を図り、財政的に苦しい、我慢の時期の期限を切って、できるだけ短くする努力と明るい将来の展望が開ける努力を全力で行いたい」と、力強く表明をされました。

その精神は、行政を運営していくこと全てに優先するものであり、非常に厳しい財政状況、少子高齢化などの社会環境を乗り越えるために、それ以降、今日までの行政のあり方そのものを大きく変革、改革していくと的不退転な覚悟を示されたものであったと私は受け

とめています。

つきましては、入山市長の２期７年余にわたります取り組み、成果などについて、私なりに検証させていただきました。

市長就任時、大竹市土地開発公社を含んだ負債残高は488億円ありましたが、24年度末では約421億円、約67億円の減少。職員数、人件費は、市長就任時、それぞれ342人、約25.2億円でしたが、24年度では303人、約21.4億円であり、職員数は39人、人件費は給与の減額措置を含め約3.8億円減少いたしています。

あるいは、国・広島県・大竹市が、総額で約600億円弱の巨費を投じて、38.1ヘクタールの広大な土地を確保した大竹港東栄地区の大竹工業団地の完売、その地へのダイセル化学工業株式会社を初めとした大型投資などのトップセールス、そして、大竹市の懸案事項である大願寺地区土地造成事業では、大願寺地区土地造成地の用途決定から、小方小・中学校の移転改築に伴う小中一貫校小方学園の建設、あわせて、給食センターの併設、中学校までの完全給食の実現、残り半分は住宅として売却、優良で安価な販売により、半分近くの方が市外から越していただいております、早い段階での全157区画の完売が期待されます。

その大願寺地区土地造成事業の借入金は、それから搬出した土砂で造成した大竹港東栄地区埋立地からの固定資産税26.5%を返済資金の一部に充てており、少しずつではありますが、着実に返済をいたしております。今後も企業の発展、存続を願うものです。

さらには、特別交付税の増額や、在日米軍の再編により負担がふえる大竹市に対して交付される再編交付金の決定、文部科学省などからの補助金、防衛省の防衛施設周辺防音事業補助金などの活用など、加えて、工場等設置奨励条例を廃止し、民間企業への助成上限を半額にした産業振興奨励条例を制定したり、市民の皆さんの税を含めた負担水準を他市並みにとお願いしました都市計画税条例の制定、また、大竹小学校の改築、松ケ原小学校などの学校統廃合や、日本製紙株式会社大竹工場と合意した、平成20年４月から平成25年３月まで、日量4,000トンの第２工業用水給水契約、総額、消費税込み３億4,000万円の基本料金などです。

そして、それらを総じて言えば、１つは、財政の健全化であり、もう１つは、我が国全体の人口が減っていく中、県内の他市に比較して、少ない減少率が維持できていることは、本市が今までに誠実に、着実に取り組んでまいりましたいろいろな施策、対応が、多くの皆さんに理解をされた、認知された、大竹市が魅力あるまちと位置づけられたものとして、意義深い指標だと私は思っています。

確かに、岩国大竹道路の早期着工、ＪＲ大竹駅東口整備事業の促進、旧小方小・中学校跡地の利活用、土地造成会計の返済スキームの見通し、大竹市土地開発公社の整理、高齢者対策、子育て支援事業の拡充、医療・福祉施策など、本市のまちづくりにとって重要な項目がめじろ押しであり、いまだ道筋が見えないものも多々ありますが、それらの解決には大きなお金、財源が要することも事実であり、そのような現実を直視した上での課題解決、実現性に向けた市政運営、行政手腕が今からは問われていくものと理解をいたしております。

事実、少子化、高齢化や企業の海外シフトなどからしても、今後、今以上に財政の好

転を望むことは厳しいものがあり、右肩上がりの時代と同じような行財政運営、制度、行政サービスは今からはできませんし、難しいことだということを、私たちはこの際にしっかりと認識しなければなりません。

さて、以前に入山市長は、福祉の充実、教育の充実、道路の整備、経済の発展が大切だと、市民の方がいろいろな立場で、いろいろなことを言われるが、よいまちというのは、そういったことの調和がよくとれたまちではないか、バランスのいいまちではないかとの思いがあり、そんなまちを目指して、時代時代で決断をしながら、一步一步確実にまちづくりを進めていきたいとの考えを示されました。

あわせて、そのためには、財源を明確にした上での新しい事業、政策に取り組み、先人の努力の蓄積、豊かな都市基盤、貴重な財産、基礎体力の活用、発展し続ける運営、持続可能なまちづくりへ向け、少しでも解決していくと言われました。

私としては、その攻めの姿勢を怠ることなく、大竹市全体が発展し続ける物・人・お金、人情が自然と回ってくる、潤滑・循環社会に、将来、財政的に体力のある、チャンスの多い魅力あるまちに、そんな大竹をつくっていただきたいと思っています。

ついては、入山市長のまちづくり・市政運営について、次期市長選挙への立候補の意思を問います。

以上で、登壇しての質問を終わります。御答弁につきましては、よろしくお願いいたします。

○議長（寺岡公章） 市長。

十

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 初めに、原田議員の、この7年間の行政を温かく理解されようとするお心に深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、原田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の障害者差別解消法成立に伴う本市の今後の取り組みについてでございます。

平成25年6月に公布された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律は、第1条で、障害者基本法の理念にのっとり、障害を理由とした差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国や地方公共団体等の行政機関及び商業その他の事業を行う事業者における、障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とした差別の解消を推進し、それにより全ての国民が障害の有無により分け隔てられることなく、お互いを尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とすると規定しております。

法の具体的内容につきましては、行政機関や事業者に対し、障害者が日常生活や社会生活において受ける制限の原因となる社会的な障壁の除去の実施への配慮をすること。さらに、障害者及びその家族や関係者からの、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決を図ることができるよう必要な体制の整備などについて定めております。

この法律全体の施行は、平成28年4月1日となっておりますが、施行前に、国の基本指針の作成や基本指針に即した地方公共団体等職員対応要領を定め、公表することができる

とされております。

この法律に関する大竹市の次期障害者基本計画への反映につきましては、国の障害者基本計画、広島県の広島県障害者プラン等も参考にしながら検討していく予定です。

また、法律の第4条では、国民の責務として、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならないと定められております。

原田議員がおっしゃられましたように、私たち一人一人の日ごろの心がけにより、障害を理由とする差別の解消に寄与することはもとより、障害者も高齢者も、全ての人に優しく住みよい社会にしていくことができるのではないかと考えておりますので、この法律の施行前にも、「住んでみてよかったと感じるまち大竹」の実現を目指し、市民の皆様に対して、広報などを通じ、障害者への差別の解消に向けた啓発に努めてまいりたいと思います。

続きまして、2点目の高齢者・介護社会の現役世代のかかわりと本市の取り組みについて、お答えいたします。

本市におきましても、在宅で介護を必要とする方や認知症の方がふえつつある一方で、核家族化の進展に伴い、地域や家庭での介護力は次第に減退しつつあります。

こうした状況の中、介護保険による公的なサービスだけでは、全ての方のニーズを満たすことができないため、現役世代の方が家族を介護するために離職を選択しなければならないケースが生じていることは、まことに憂慮すべき事態であると認識しております。

今後、ますます要介護者や認知症高齢者がふえることが予想される中、残念ながら介護離職を防止する特効薬と言えるものはございません。まずは、公的介護サービスの充実を図り、より多くの方のニーズに応えることのできるサービス基盤を整備することが、介護される方にとっての一助になると考えております。

なお、今年度中に、平成27年度からの3年間を計画期間とする第6期介護保険事業計画の策定準備に入っておりますが、その最初の段階で、被保険者の方に対するニーズ調査を実施する予定にしています。このような機会を活用しながら、被保険者及びその家族の声を酌み取り、できる限り要望に応じていけるよう努めてまいります。

また、地域包括ケアの実現に向けた取り組みも重要であると考えております。

地域包括ケアは、高齢者が住みなれた地域で、できる限り自立した生活を継続できるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住宅の各分野が連携して、在宅の高齢者を支える仕組みでございます。この地域包括ケアの実現は一朝一夕に果たせるものではございませんが、既に、医療・介護の専門職の連携を図るための協議会を設置したほか、在宅医療の推進に向けた取り組みを始めております。

今後も、地域包括ケアの推進に向けた取り組みを行うことにより、少しでも現役世代の負担軽減につながればと考えております。

最後に、3点目のまちづくり・市政運営について、次期市長選挙への意思を問うの御質問にお答えいたします。

私は、市民を大切にいたします、大竹っ子を大切にいたします、先人の蓄積を大切にいたしますという「3つの大切」と、総合計画を尊重します、新規政策の財源は行政経費の

削減で捻出します、人心の結集こそが最重要課題でございますという「3つの前提」をもとに、私が自分自身に課し、そして職員はもとより、市民の皆様にも広くお示しした基本姿勢をかみしめながら、市政運営に携わらせていただいたこれまでを振り返る機会をいただきました。

私は常に、それは本当だろうか、公平と言えるだろうか、みんなのためになっているのだろうかと考えながら、市民の皆様の声をお聞きし、職員と話し合い、しっかりと考えた上で多くのことを決断させていただきました。

そして、その決断は、議会の承認をいただくことで、御紹介くださいましたように、「よいまち」に向けての具体的な施策として形にすることができました。これらのことを御理解くださり、さらに3期に向けての応援をいただきましたことは、信頼関係こそ大切に思っている私にとりまして、大変うれしいことでございます。ありがとうございます。

前回、立候補を決意した折にも、今を検証する力、将来を展望する能力、真実を追求する熱意、これらのトップに立つ者に求められる資質が自分に備わっているのだろうかと思い悩みました。しかし、この生まれ育った大竹が大好きであるという熱い気持ちと、私はこの大竹で皆様に支えられ、生かされてきたのだという感謝の気持ちと、市民の皆様の生活をお守りする、幸せを感じながら生きがいを持って人生を全うしていただくこと、これを実現させようという使命感を胸に決意を固めさせていただきました。

今期におきましては、多くの市民の皆様と一緒に考えてつくりましたわがまちプランができ上がり、「住みたい、住んでよかったと感じるまち」に向けて、職員とともに邁進しているところでございます。大竹が「よいまち」に一步ずつ近づいていくこと、そのことを多くの市民の皆様が、「よくなったね」と言って認めてくださることが、私にとりまして最上のエネルギーとなっており、今日このときにおいても、まちづくりへの決意と熱意は、1期目、そして今期に臨んだ折と変わるところはございません。

しかし、トップにある者は、謙虚で、そして冷静であるべきだと思っております。これまでの間、皆様のお力をおかりして、なし得たことが多くございます。

原田議員も御認識のとおり、本市には、まだまだ乗り越えていかなければならない山が幾つもございます。そのことも事実でございます。

私は、大好きな大竹市が今後も発展していけるように、一つずつ、一つずつ、解決に向けた道筋をつけていきたいと思います。そして、市民の皆様との間に信頼と笑顔があふれる、わがまちプランが目指す「よいまち」の実現に向けて、引き続き力を尽くしたいと思います。

これまで、お互いに築き上げてまいりました信頼関係を大切にする姿勢は、今後も変わることはございません。来期に向けての決意をここにお示ししますとともに、今後とも、議員の皆様方の御協力、御支援を心よりお願い申し上げまして、原田議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

ありがとうございました。そして、よろしくお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） 12番。

○12番（原田 博） まず、1番目の障害者の差別解消法に伴う本市の取り組みですが、先

ほど御答弁にありましたように、この法律に関し、大竹市の第4期障害者基本計画への反映などにつきましては、国の障害者の基本計画、広島県の広島県障害者プランなどが開示された後での検討、また作成に至るものと、そういうふうに理解をいたしております。要は、登壇して申し上げましたように、その法律全体の施行日を待たずして、国民の責務として、私たちの責務として、障害を理由とする差別の解消に努めなければならない、そこが大事だと思っております。

確かに、障害者を支援します制度については、障害者総合支援法、障害者優先調達推進法や障害者雇用促進法、あるいは成年後見制度利用や障害福祉サービスなど、たくさんあって、実は私も、正直申し上げまして十分には理解をしていませんし、できてはいません。

しかし、そういう制度、法律を理解することも、もちろん重要なのですが、広島県が作成しました「あいサポート運動」、あいサポーターに関する資料には、さまざまな障害の特性や、障害のある方が困っていること、そして、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していくことが大切だとの記述がありました。

つまりは、初めに、私たちは障害者をもっと知り、ともに生きる、一緒に生きるということ認識する、そして学んで理解をしていくことが、私たちには必要であり、大切だということではないかと思っております。

法律の目的どおり、また、趣旨どおり差別が解消され、差別という言葉がなくなる社会になりますよう、自分としても努めてまいりたい、そう思っております。

この件につきましては、御答弁は要りません。

続いて、高齢者・介護社会と現代社会のかかわり、本市の取り組みについてでございますが、実は先週の11月27日、木曜日なんですけど、大竹市立図書館で社会福祉士の薬真寺満里子さんが講師の「地域の中でその人らしく生きるために」と題した講演会がありました。高齢社会をよくすることを目的とし、広島版認知症行動マップ作成に関し、介護体験をベースに、認知症についての知識、対処法、あるいは、万が一のときに備えて今のうちに準備をすることの大切さなどがお話の要点だったと思います。

超高齢社会、介護社会が現実のものとなっている。既に第6か第7の波として国中に覆いかぶさっており、この荒波を打ち破ることは、誰がしても不可能です。

つまりは、これらの解決策として、制度の充実、施設の整備、サービスの向上との大義でもって、たとえ医療・福祉などの社会保障費の財源として消費税を限りなく上げたとしても、現在の社会構造が変わらない限り、さらに厳しくなる超高齢社会、介護社会のもとでは、とても解決には至らない、そう思っております。

このような状況下ではありますけど、先ほど市長の御答弁にもありましたけど、本市の重大な課題として、本市を取り巻いています要介護者、認知症高齢者、また、介護離職者の保護・防止に関し、現時点で考えられます対策、対応などについて、前向きに御検討いただいておりますことが伺えました。

特に、地域包括ケアの実現は、高齢者のよりどころ、住みなれた地域での自立化は、結果として現役世代の負担軽減につながることから、推進、そして設置に向けた今後の本市に対応には、期待をいたしております。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

さて、先ほど講演会のお話を申し上げましたが、とても大切だと思っておりますので、あえて繰り返して申し上げたいと思います。

それは、認知症になっても困らないために、最後まで自分らしく過ごすために、自分の問題として、元気な今のうちに準備をするということが大切だと指摘をされております。

1つは、人とのつながりです。認知症になったあなたを大事に思ってくれる、つまりは、周りの人たちが一番の財産だ、つながりを大切にしましょうということです。

そして、2つ目は、早目の身辺整理です。きちんと判断ができる今、資料を集め、相談し、自分なりの準備をすることが、安心の第一歩だと言われました。

3番目は、お金の管理です。平均寿命が延び、かかる費用が増加する中、お金は大きな力となります。入ってくるよりもたくさん出ていきます。お金を大切にしましょうという、管理をしなければいけないと、そういうことです。

また、エンディングノート、上手に老いるための自己点検ノートの作成や、あわせて、かかりつけ医を決める。成年後見制度についても学び、そして任意後見人の決定など、みずからが元気なときに自己責任で物事を理解し、判断・選択し、参加する。それができるのも限られています。年齢増とともに、それができなくなることを知ることが必要だと結んでいます。

確かに、公的機関に頼るのも1つの策ですが、行政としても、先ほど申し上げましたように、財政難を含め、多くの高齢者への対応に投じられますマンパワーにも、おのずと限界があります。老いの世界は私にとっても未経験であり、まさに未知の世界であって、どんな環境、状況になっていくのか、よくわかりません。ただ、ある程度の安心感があれば、今よりも少しは気分的に楽に老いを迎えることができるんじゃないかと、そういうふうには思います。

つまりは、老後に対し、元気なときに、判断ができるときに、みずからがみずからで、安心を感じていただく、確保していく、担保を見つける、そういうことをしなければならぬんじゃないかと、そういうふうに思いました。

老いは、絶え間のない混乱、不安の連続かもしれませんが、そのためには、老いへの準備をすることであり、結果として上手に老いることにつながっていくものではないかと、そういうふうに理解をしております。ついては、ちょっと長々となったんですけど、この種の取り組み、またお考えについて、御見解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（寺岡公章） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） 地域包括ケアを考えていく上で、自助・互助・共助・公助という言葉がございますが、市民の皆様方には自助という、みずからが何とかしようというような意識を持っていただくことは、とても大切だというふうに考えております。

ただいま議員さんがおっしゃられました、住民みずから判断できるうちに、かかりつけ医の決定、あるいは財産管理などの準備をしておくことは、その方の安心につながるだけでなく、仮に第三者の方がその方のお世話をしようとしたときに、容易に携わることがで

きますし、ひいては、その方の最適なケアに結びついていくというふうに考えております。

こうした準備は、取り組もうという意識があればできるわけですが、場合によっては専門家の助言が必要となるケースも考えられます。市民の方に対して、元気なうちに準備をしておくことが必要であるという意識づけをどのように行うのか、また、その具体的な助言が市としてどのような支援が行われるのか、ということを経営支援センターや社会福祉協議会と連携をとりながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺岡公章） 12番。

○12番（原田 博） 特に大切なのは、先ほどおっしゃったように、これらについて、この種について、もっとPR、いわゆる広報活動が特に必要じゃないかと、そういうふうに思っております。みんなが知る、そして理解する、そういうことが解決への第一歩であると、そういうふうに自分としても思いました。それが、まさにこの前の講演会の、そういう先生が言われたことじゃないかと、そういうふうに思っております。

今、部長のほうから社会福祉協議会や地域包括支援センターなどとの連携などについてお話がありましたけど、広報に関して、取り組みについて、どういうふうに思っておられるのか、お考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（寺岡公章） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） 広報についての御質問でございますが、多くの方が目にする機会があるということであれば、市の広報が一番、まず最適であろうというふうに考えております。先ほど、議員さんの御質問の中でも御紹介がありましたけれども、広島市の話でしたか、認知症行動マップというような、自宅に保存できる形式のパンフレットですか、そのようなことを配布するということも有効であるというふうに考えております。

現在、市では、地域包括ケアの普及を図るために、市のホームページを活用した周知方法を検討いたしております。住民みずからが、元気なうちに早目の準備をしておくことは、認知症の対策のみならず、地域包括ケアを進めていく上で重要な取り組みになると認識しておりますので、その中核的な役割を担ってまいります地域包括支援センターと連携しながら、広報活動に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺岡公章） 12番。

○12番（原田 博） それでは、この件につきましては、質問を終わりたいと思います。

次に、3番目の、入山市長のまちづくり・市政運営、次期市長選挙への立候補への意思ですが、先ほどは、次期市長選挙につきまして、入山欣郎大竹市長は声高に力強く出馬の表明、意思を示されました。これからのまちづくり、そして市政運営に御期待を申し上げたい、そういうふうに思います。また、私個人といたしましても、御支援をしっかりとさせていただきたいと思っております。

以上で、全ての質問を終わります。

○議長（寺岡公章） 続きまして、8番、山崎年一議員。

〔8番 山崎年一議員 登壇〕

○8番（山崎年一） 8番、風の山崎でございます。

発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

11月26日に、特定秘密保護法案が衆議院で可決されました。現在、参議院で審議されていますが、本日、5日に参議院国家安全保障特別委員会で採決。政府・与党は続いて参議院本会議で強行採決も辞さないのではと、けさの報道はされておりました。

法案は、政府が勝手に秘密を特定し、司法からも立法からもチェックされない仕組みになっている。秘密とされる範囲も広く、何が秘密かもわからないなどなど多くの問題点が指摘されています。学者の会や弁護士会、有識者、ジャーナリズムの皆さんが法案の成立に反対の声を上げ、現在では日本列島全体が反対の声を大きく上げているさまであります。きわめつけは、3日に、日本の5つの国際人権団体が、そろって反対表明をされたところであります。

一方で、国民世論の80%が慎重な審議を求められていることが、アンケート調査でも明らかであります。国民の意見を反映する国会の運営が求められていることは申し上げるまでもございませんが、ここは、ぜひとも慎重な審議、国の進路を審議していただきたいというふうに思っております。

さて、今議会での私の質問は、9月議会に引き続き、大願寺造成地の1.5ヘクタールが空き地となっている問題。2番目に、防鹿水源地の緩速ろ過池の衛生管理について。3番目に、市道小方御園1号線のJRガード進入路の拡幅による交通円滑化による安心・安全対策について問います。

初めに、大願寺地区宅地売却による1.5ヘクタールの土地が空き地となっている問題につきまして、9月議会に引き続き伺います。

市民の皆様は御理解をいただくために、改めて、おさらいを含めて簡単に整理をしておきたいと思います。私の理解が足りないところや、認識の違いなどありましたら御指摘ください。

現地は、大竹市が6.2ヘクタールの造成地を売却したもので、土地の購入を希望される応募者から、一定規模以上の譲り受け希望面積及び希望価格の双方の提示を受けるとともに、土地利用計画等に関する提案を受け選考するプロポーザル方式により、最適と見込まれる者を選定し、土地売り払いの相手方として決定し、売却したものであります。

残念ながら、応募者は1社でありました。その応募者は、エポックワン有限会社を代表法人にアオイ不動産有限会社を構成法人として、6.2ヘクタールを買い受けました。

現地は、皆様も御存じのように、宅地販売がなされ、住宅が建設されつつあります。売却が平成23年の12月でありますから、売却からちょうど2年が経過しようとしておりますが、住宅地以外の1万5,633平方メートルが現在、空き地となっております。売却面積の4分の1にも及ぶ面積の土地が空き地として放置されている現状は、大願寺地区のまちづくりができていないことになります。本来、小方小・中学校と一体となった良好な住宅団地として整備することが予定されていたわけですから、整合性がないということで質問をしております。

十

9月議会の市長答弁では、「4ヘクタール以上の住宅用地を確保することなど募集要項の条件を全部満たしたことにより事業者として選定し、売却した。現在、空き地となっている土地の土地活用については、土地所有者であるエポックワン有限会社に決定権があり、問い合わせたところ、現在検討中であるとのことで、土地活用について意向が示されれば、市として可能な限り協力していきたい」との趣旨であったと思います。

私の質問は、「現状において6.2ヘクタールの公有地が売却され、1.5ヘクタールの空き地が放置されている。これは小方ヶ丘のまちづくりができたとは言えない。今後も引き続き放置される可能性もあり、造成地を売却した市としても責任がある。そもそも、このような事態になる原因をつくったのは、買い受け事業者のエポックワン、アオイ不動産ではなく、造成地を空き地で放置できる売却をした大竹市にこそ、大きな責任があるのではありませんか。土地を買った事業者に責任を押しつけるのではなく、原因をつくった大竹市こそが事態の解決に向けて積極的に取り組むべきではありませんか」というのが私の質問の趣旨であります。

私は、現状を認識した上で、前向きな御答弁をいただきたく、9月議会に引き続き質問をします。大竹市の取り組みについて、改めて問います。

2番目に、防鹿水源地の緩速ろ過池の衛生管理について問います。

去る9月30日に、大竹市議会の市内施設の視察が実施されました。議会の議員が全員で各施設を巡回しながら、研修をしてまいりました。下水処理場やRDF、栄橋のかけかえ工事など多数の施設を回らせていただきました。

防鹿水源地においては、緩速ろ過池の上水の浄化について伺いました。平素は、国道186号線を緩速ろ過池を沿って、金網越しに眺めながら走行するという状況で、実際に緩速ろ過池を目の当たりにするということは、私にとりまして初めてでありました。市民の皆さんも、現地の視察でもない限り、なかなか中に入って見るということは不可能でございます。

小瀬川の伏流水を取り込み、4つの槽で浄水処理が行われ、その後、紫外線消毒や塩素殺菌が行われているとのことですが、とりわけ、大竹市の水道水は広島県下でも有数の良質な水質であると伺っています。良質な水道水が家庭に配水されているとのことであり、大竹市民として安心・安全な日常生活が営まれることに安堵しているところですが、一方で、人口の減少や景気の低迷などにより、水需要が減少していることが指摘されています。緩速ろ過池の衛生管理がどのように行われているのかを問います。

次に、大竹市の水道事業は、早くから実施され、老朽化した施設が多く、施設更新や適切な維持管理が求められていると指摘されています。

御存じのように、防鹿水源地の施設は海軍工廠が建設した施設が存在し、耐用年数を超えた設備が多く、老朽化が進んでいるとされています。老朽化による、良質な水質が確保されないという懸念はありませんか。老朽化による今後の対策、施設の更新などの計画等についても伺います。

次に、小方御園1号線の国道2号線からのJRガード進入口の拡幅による交通の円滑化と事故対策について問います。

岩国大竹道路の用地買収は、25年8月時点で、面積で51.4%、金額で77.7%と進んでおります。自治会連合会が10月3日に実施されました岩国大竹道路の早期完成を求める署名も、1万3,721人の署名が集まったところであります。署名簿は11月22日に期成同盟会に提出されたとのことであります。しかしながら、現在、工事着工の目途は立っておりません。

そこで、収用された土地の有効利用で交通の円滑化を図っていただきたいというのが、私の提案でございます。交通事情の悪い小方御園1号線のJ Rガードへの進入路、小方小学校側でございますが、これがガードの進入路の関係機関の理解をいただき、一時的、臨時的に広げることで、事故防止や歩行者・自転車等の通行の安心・安全対策を講じていただくようお願いしたいというものであります。

現地は、小方御園1号線と飛石黒川線の交差点であり、交差点に接してJ Rのガードがあります。また、交差点は変型の交差点であります。現地周辺は、岩国大竹道路の土地収用で住宅が立ち退き、見通しがよくなり、交差点までは比較的速やかに到達できます。週末や通勤時は大変混雑をしている場合がございます。地域住民の皆さんからも、交通量が多くなった、見通しが悪く歩行者にとっては危険な場所との指摘があり、また、道路幅が狭い割に比較的大きなワンボックスカーが進入しているとのことであります。

小方御園1号線からのガードへの進入路をなだらかにすることで、交通の円滑化が図れるものと思いますが、国・県などの担当部署と折衝いただき、対策を講じていただきたいというものであります。

以上、壇上での質問をさせていただきました。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは、山崎議員の御質問についてお答えいたします。

まず、1点目の大願寺地区宅地売却の事業計画についてでございますが、大願寺地区造成地につきましては、平成23年度に、エポックワン有限会社及びアオイ不動産有限会社の2社により構成されたグループに売却いたしました。

現在、南側の4ヘクタールの土地につきましては、この地の売り払い募集要項での条件でございました、4ヘクタール以上の良好な住宅団地を整備し、販売していただくということをしっかり守っていただき、既に多くの住宅が建ち並び、小方学園と一体となった新しい町並みが形成されつつあります。大変喜ばしいことと思っております。

ただ、御指摘のとおり、北側の約1ヘクタールの土地が現時点においても更地のままの状態となっております。市としまして、このまま長い期間、あのままの状態で放置されてしまうことは本意ではございません。

山崎議員からは先般の9月議会におきましても同様な御質問をお受けし、「土地所有者であるエポックワン有限会社では、現在のところ、土地の活用策についての検討中であると伺っております」と答えさせていただきましたが、現時点でも、その方向性は変わっていないということでございます。今議会で再度、御質問いただきましたこと、議員のまち

づくりへの熱いお気持ちを改めて受けとめさせていただきました。もう一度、エポックワ
ン有限会社に対しまして、どのようにお考えかを問い合わせてみたいと思います。

私といたしましては、土地の活用策について検討されていらっしゃるということは、必
ず近い将来、何らかの事業が開始されるのではないかと期待をしているところでございま
す。

次に、2点目の防鹿水源地「緩速ろ過池」の衛生管理についてお答えいたします。

まずは、防鹿水源地等において、水道水をつくる工程について御説明をいたします。

水道水のもととなる原水は、小瀬川の河床に埋設している集水埋管から取水いたします。
その後、防鹿水源地の緩速ろ過池に送られ、砂利層の中をゆっくりと通過し、ほぼ丸1日
かけて不純物等をろ過いたします。この緩速ろ過池は、鉄筋コンクリートづくりで、1つ
の池の面積が560平方メートルとなっており、4つの池を合わせますと日量1万2,800立方
メートルのろ過能力がございます。

ろ過された水は、送水ポンプにより三ツ石調整池まで送水し、まず、紫外線消毒処理を
行い、次に次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌処理を行った後に水道水として各家庭にお届
けしております。

緩速ろ過池の衛生管理につきましては、小瀬川から取水した原水のpH値、水温、濁度
等の水質状況を毎日測定しており、また、生きたメダカによるメダカセンサーで毒物の混
入チェックを常時行っております。ろ過後の水につきましても、同様に水質状況を毎日測
定しております。その他にも、毎日2回行う巡回点検では目につくごみ等を網で取り除い
ており、ごみやアオモがたまった、ろ過砂のかき取り作業については、1つの池につき、
年2回行っております。

続きまして、緩速ろ過池施設の更新計画についてでございますが、平成22年度に策定し
ました、大竹市水道ビジョンの事業計画に沿って、現在、防鹿水源地を含めた水道施設の
耐震診断調査業務を行っております。その診断結果に基づいて、各施設の更新の優先度を
考慮した更新計画を策定する予定としております。

次に、3点目の小方御園1号線、JRガード進入路の拡幅による交通の円滑化対策につ
いて、お答えいたします。

市道小方御園1号線のJR山陽本線下ガードは、幅員が5メートル程度であり、これに
接続している市道飛石黒川線も変則な交差点となっていることから、ガードへの進入や車
両同士の離合がしづらく、また、車両と自転車、歩行者が混在して通行することによる事
故発生が懸念されての御指摘だと思います。

当該箇所については、岩国大竹道路事業に伴い、市道のつけかえが計画されており、現
在、国土交通省において詳細設計が進められているところでございます。つけかえ道路の
計画に当たっては、将来的にどのような道路形状が望ましいかを踏まえ、国土交通省と大
竹市及び交通管理者の公安委員会とも協議を行いながら、道路計画をする必要があります。
御提案をいただきました買収済み用地を利用した道路の暫定的な交差点改良についても、
今後のつけかえ市道整備に対して支障が生じないようにする必要もあることから、国土交
通省の詳細設計の進捗状況並びに道路計画を踏まえながら、検討していきたいと考えてお

ります。

以上で、山崎議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 8 番。

○8 番（山崎年一） ありがとうございます。

大願寺、約 1 ヘクタールから 1.5 ヘクタールの空き地につきまして御答弁をいただきました。9 月議会の御答弁より、少し前向きに大竹市としても検討したいというふうな御答弁をいただいたように思っておりますので、このことについては、ぜひよろしく願いいたします。

ただ、1 点だけ、私がこのことになぜこだわったかというところをお話しさせていただいておきたいと思うんでありますが、実は、平成 24 年 3 月議会、私の一般質問に入山市長は、「昨年 12 月定例市議会におきまして、財産の処分について議決をいただき、今日まで開発行為の許可のための準備を行ってまいりました。開発の目的は分譲住宅及び福祉施設となっており、プロポーザル時点における計画と変更ありません」という御答弁をいただいていた関係で、私はこのことにこだわったわけでありまして。ぜひとも前向きに、空き地を解決するように、早急な取り組みを促していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、続きまして 2 問目の緩速ろ過池の衛生管理、清掃等につきましてであります。先ほどの答弁では、年間 2 回、池のほうを清掃していらっしゃるというお話をいただきました。それで、私この質問につきましては、現地を視察させていただいたときに気になることがあったものでありますから、担当局のほうにはヒアリングのときに、いろいろお話をいたしました。その中身についてはここで触れませんので、担当課のほうで、その緩速ろ過池について、今後どのように、2 回なさるということであったんであります。それで解決するのかなというような問題もあらうかと思っておりますので、お考えを伺うことで次に進みたいと思うんであります。よろしく願いします。

○議長（寺岡公章） 上下水道局長。

○上下水道局長（稲田正文） 大変御不快な思いをさせまして、大変申しわけございませんでした。

緩速ろ過池でございますけれども、屋外にあるということから、若干の小動物が浸入するというのも、なかなか避けることができないような施設になっております。さりとて御不快な思いをさせておりますので、我々としましても、今後は頻繁な維持管理に努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、早速、委託業者に対しましては厳重注意を行い、今後かかることのないように指導を強めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（寺岡公章） 8 番。

○8 番（山崎年一） 防鹿水源地の上水道、工業用水道の運転業務というのは、これは民間に委託をなさっていらっしゃるということであります。民間の経営手法を導入することで、運営コストや工事コストの削減、あるいは、さまざまそのような観点から経営の効率化に

努めるということではなさっておるんだらうと思うんですが、第三者への委託とされていますが、この委託企業の従業員、また、その実際に働いていらっしゃる方は三次下請になるとかというようなことがあろうかと思うんですが、この委託の状況、日常管理者の状況について、どのような指導をなさっているのかという部分について、少しお願いできませんか。といいますのは、この安心・安全対策というのは日常の管理に影響しているのではないかと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（寺岡公章） 局長。

○上下水道局長（稲田正文） 現在、水源地の委託先でございますけれども、ジェイ・チームという企業に委託をいたしておるわけでございます。その中で、ジェイ・チームが雇用しておる、それから、いわゆる高齢者の雇用の確保のために設けられておりますシルバー人材センターですか、それらからも派遣を受けておるという状況にはございます。そういった中で、常時2名の、昼間ですけれども、2名がそこに常駐をして、維持管理を行っておるということでございます。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 8番。

○8番（山崎年一） ありがとうございます。

ジェイ・チームさんに委託されていらっしゃるということと同時に、シルバーさんのほうが従事していらっしゃるということのようでございますが、ぜひ日常の管理を、目の届かないところもあろうかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

3点目のJRガード進入路の拡張の問題につきましてであります。実は非常に、あそこは混雑をしているときがあります。事故そのものは、余り大きな事故はないんだらう。全ての方向から進入してくる自動車が速度を緩めて安全に入ってくるわけですから、人身事故とか、あるいは大きな事故というのはないんだらうと思うんですが、非常に狭いところで、接触事故が多くあろうかと思っております。

そういった意味においては、特に歩行者の皆さんが、あそこは非常に通りにくいと。自転車の方も、もう車がおったら一旦おりて待たないと、とても通らせてもらえないのですというようなお話をいただいております。ぜひともこの部分について、先ほどお話がございました、いろいろな、国土交通省とか関係機関との交渉とか、難しい部分もあろうかと思うんですが、前向きに御検討いただいて、地域住民の皆さんの安心・安全対策をぜひお考えいただきたいということで、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） 続いて、9番、細川雅子議員。

〔9番 細川雅子議員 登壇〕

○9番（細川雅子） 9番、市民ネット、細川雅子です。

本日の一般質問のテーマは、玖波中学校の教育環境面での課題と対策についてということでございますので、質問はほとんど教育委員会関係になると思いますが、市長部局の皆様にも、自分のこととは関係ないと思わずに、ぜひ一緒に考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

少子超高齢化社会の到来により、児童生徒数の減少は、本市の学校教育のあり方に大きな影響を及ぼしてきています。本日の一般質問では、生徒数の減少が教育環境に及ぼす影響とその対策についてをテーマといたしました。

玖波中学校の生徒数、現在113名だそうです。普通学級は、3年生が2学級、1年生と2年生は1学級となり、全校で4学級の学校規模になっております。来年度からは1学年1学級となることが予想されていまして、生徒数は3年後ぐらいには100名を切るのではないかと推計されています。

生徒数と学級数が減少すると、どのようなことが起きてくるのでしょうか。まず、常勤の教員の数が減ります。そして、団体競技などの部活の維持が難しくなってしまう。クラスがえがなくなり、人間関係が固定されたり、生徒同士の切磋琢磨がしにくくなるといった弊害があるかもしれません。これらの課題は、以前から指摘されてきたことです。

一方、玖波地区では、建築年度が古い玖波小学校の耐震診断をした結果、予想以上に悪い数字が出て、学校施設の安全な環境整備が教育委員会での優先課題となっております。

ちょっとおさらいになりますが、玖波小学校耐震化のための施設整備の選択肢について紹介いたします。

選択肢は3つあり、1、現在の中学校地で施設一体型小中一貫校とする。2、中学校を小方に統廃合し、残地に小学校を持っていく。3、小学校の現在地での建てかえをする。この3つになっておりますが、教育委員会はこの中から3番の、現在地での建てかえの方針を決定いたしました。

耐震診断の数値を見て、教育施設の設備が整うのを地区住民や関係者は一日千秋の思いで待っておりました。新しい最新の教育施設が整った学校で子供たちが学ぶことができると、地元では歓迎ムードが漂っているように聞いております。今年度は、小学校体育館の耐震診断や校舎の耐力度調査の予算づけをして、現地建てかえの準備をしているところです。

一方、玖波中学校に目を向けますと、10年以上前から指摘されてきた教育環境面での課題は、解決しているとは私には思えません。

平成14年に発表された、小・中学校充実のための基本方針によりますと、玖波中学校は小方中学校の大願寺地区移転にあわせて、小方中学校に統合する方針となっております。さまざまな事情によって移転のタイミングでの統合にはなりませんでした。当時の方針は、その後どのようになっているのでしょうか。この充実の基本方針が出されてから10年以上がたち、その間に小中一貫教育という、当時は議論の俎上に上がらなかった教育のあり方が現実となってまいりました。

本市においても、小方地区において、施設一体型の小中一貫校である小方学園が誕生しました。小方学園は、本市の小中一貫校のモデル校として位置づけられ、義務教育9年間の子供たちの学びと育ちをつなぐ教育を現在実践しているところです。施設一体型だからこそできる、さまざまな実践を議会にも御報告いただいておりますが、小学生と中学生の交流は当然のこと、職員室を共有しているから可能になる教職員の皆様の情報交換など、数多くよい点があるようです。

全国でも施設一体型小中一貫校の教育実践が検証されていますが、時代は小学校と中学校を別々に議論するのではなく、連続した9年間の流れの中で捉え、議論する 때가来ていると考えるべきでしょう。

現在、玖波地区は小学校の耐震化のための施設整備と中学校の今後のあり方をめぐる方向性について、岐路に立たされています。つまり、中学校がずっと残って施設分離型の小中一貫校として進むのか、それとも小方中学校に統合されて小方中学校との施設分離型の小中一貫校になるのか、または現在の中学校の場所で施設一体型小中一貫校となるのかの三択です。

教育委員会は、中学校については、当分の間は今のままと結論を先延ばししているように思えます。しかし、小学校が現地で建てかえられたら、玖波中学校と小学校が施設一体型の小中一貫校となる可能性は閉ざされてしまいます。可能性がある今だからこそ、9年間の子供の育ちを見通して、どの選択肢が教育上すぐれているのか、厳しい見きわめをしていただきたいのです。

決定に当たっては、10年以上前につくられた充実のための基本方針に縛られることなく、柔軟に時代の変化を受けとめて、将来に希望の持てる選択をしていただけることを願っております。

以上の問題意識のもと、5点にわたって質問いたします。

第1、玖波小学校体育館耐震診断の結果と25年度の当初予算の執行状況をお願いいたします。

第2に、玖波中学校の今後のあり方を検討するに当たって、小・中学校充実のための基本方針の中で、尊重すべきと考えている部分と変わっている部分をお願いいたします。

3点目、玖波地区において、施設一体型の小中一貫校実現がチャンスがあるのに、あえて分離型を進める理由です。施設一体型の優位性を認めて小方学園を創設したのではないかと考えておりますが、玖波地区では分離型のほうを進めるといった事情があるのか。

4点目、施設分離型で進めるのであれば、中学校において生徒数の減少により生じる課題と対策について、早急に対処する必要があるのですが、その点について御説明をお願いします。

5点目、12月に開催されると聞いております2回目の地区説明会では、小学校単体の議論ではなく、玖波中学校も含めた玖波の義務教育の方向性について、地域の方々と率直な意見交換をお願いしたいと思っておりますが、教育長のお考えをお聞かせください。

私は、玖波地区の、これはもちろん松ヶ原も含めてのことですが、公教育の未来の姿をいろいろと考え、想像をめぐらせておりますが、今の教育委員会の小・中学校の充実基本方針から結論を導き出そうといたしますと、玖波中学校が小方中学校に統合されて、玖波小学校と小方中学校での施設分離型の小中一貫校となる姿しか浮かんでできません。そこで学ぶ生徒たちが、今まで以上に生き生きとしていれば心配することはありません。ですが、施設一体型の小方学園に中学校から通い始める玖波地区の中学生にとって、新しい学校の姿はどのように映るのでしょうか。

小方小学校出身の子供たちは、小学校1年生のときからその場で学んでいるのです。学

校のことは知り尽くしています。玖波出身の中学生にとって、小方小学校の児童は余りなじみのない児童たちです。小中合同の行事で戸惑いもあるでしょう。新たな環境に、すんなりとなじめる生徒はよしとして、戸惑い、気おくれし、つまづく生徒も出てくることでしょう。その上、地域との連携がとりにくくなるのは自明です。

当分の間このままで、などと結論を先延ばしして、近い将来必ず直面してくる問題から目を背けることが教育委員会の正しい姿勢とは思えません。現段階で考えられる最善の方法を子供たちに用意していただきたい。そのために何をするべきか、本市の公教育にとって、今が議論のときだと思います。

以上で、壇上での一般質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、細川議員の玖波小学校、玖波中学校にかかわっての5点の御質問にお答えいたします。

まず、玖波小学校の耐震化対策に対する平成25年度の予算の執行状況ですが、屋内運動場、いわゆる体育館の耐震診断、校舎旧館の耐力度調査、耐震化対策の基本構想策定や地質調査に係る経費を予算計上し、現在、屋内運動場の耐震診断を実施しており、校舎旧館の耐力度調査は、昨日入札があり、契約業者が決定したところです。

このうち、屋内運動場の耐震診断は、今後、判定委員会にかけることになりますので、確定したものではありませんが、一部分に弱いところがあるものの、全体としては耐震性能を有した建物であるという報告を受けています。このため、屋内運動場については、耐震補強で対応してまいりたいと考えております。

2点目の、平成14年に策定しました大竹市小・中学校充実のための基本方針についてでございます。

個々の小中学生の視点に立った教育環境の充実、子供たちの成長を育む教育内容の充実、大竹市全体で子供を育む教育体制の充実、安全かつ安心できる学校施設の充実という4つの基本方向につきましては、現在も尊重すべき部分であると考えております。

一方、学校選択制の導入や小中一貫教育校の設立など、策定時にはなかった取り組みを導入しておりまして、その点が大きく変わっているところであると考えております。

3点目の、施設一体型ではなく、施設分離型で進める理由についてでございます。

小中一貫教育校については、施設面から、一体型、隣接型、分離型という3つに分けられ、それぞれにメリット・デメリットがあります。玖波小学校、玖波中学校においては、一昨年度から教職員が小中連携の取り組みを進め、昨年度の心の元気を育てる地域支援事業においては、地域や保護者の協力を得て、一人一人の自尊感情を高め、豊かな心の育成を共通目標として9年間を見通した教育活動を行い、すばらしい成果をおさめております。その中でも、小学校は小学校の、中学校は中学校の文化を大切にする取り組みが行われており、まさに分離型の小中一貫教育の土壌が育まれているものと考えております。

また、施設面からも、玖波小学校は老朽化が進み、早い改築を望む声が強く、また玖波の中心地に位置することから、現地建てかえを望む地域の声強いものと捉えております。

さらに、玖波中学校は耐震性がありますので、当分の間は現在地で存続することとなり、玖波地区では分離型の小中一貫教育を推進していくことになろうかと考えております。

4点目の、玖波中学校の生徒数減少により生じる課題と対策についてでございます。

生徒減少の課題は、施設一体型であろうと、施設分離型であろうと生じるものであると思います。細川議員御指摘のように、生徒減少の課題は確かに、学習、クラブ活動、人間関係などにおいて切磋琢磨が難しい、集団競技ができない、人間関係が固定化するなど問題点はあろうかと思えます。しかし、少人数によるきめ細やかな指導が行われ、チームワークがとりやすいなどの利点もございます。

ただ、玖波中学校に限らず、生徒数の減少は避けられない課題であります。よさはよさとして認め、そしてより高め、課題につきましては、学校と緊密な連携、協議の上、その解決に向けて着実に努力してまいりたいと考えております。

5点目の御質問ですが、今月中旬には保護者や地域の方々と意見交換会を開催することとしております。前回の意見交換会では、玖波小学校の耐震化対策として、玖波小学校を現在地で建てかえるという方向性であること、玖波中学校は耐震性があるので、現状のままでしばらく様子を見たいと考えていることについて説明しております。

教育委員会としては、小学校の現地建てかえ、中学校の当面の間の存続について、意見交換会では了承していただいたものと考えておりますが、まだ十分な議論がなされていないという御意見もございましたので、今月また開催することとしております。

教育委員会の考え方など、基本的には前回と同じ方向性の説明をすることになると思いますが、丁寧に説明し、皆さんとしっかり協議をし、話し合いをしながら方向性を明確に定めたいと考えております。

以上で、細川議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺岡公章） 9番。

○9番（細川雅子） ただいま教育長から、たくさんの御答弁ありがとうございます。

まず、なぜ施設分離型という選択をしたのかという部分でございますが、もう少し踏み込んで御答弁いただけるものと思ったんですけども、施設一体型と分離型を比較して、なぜ分離型にしたのかというので、いま一つ理解がしにくかったんですけども、特にその中の、今、玖波地区において、玖波中学校区においてなされている教育のすぐれた点というか、つらつらとお話いただきました。

その中で、小学校文化、中学校文化をととても大切にされて、よい教育をしているというふうな御答弁でしたが、小中一貫教育をするに当たって、むしろ、文化という考え方はちょっと中身が違うのかなとも思いますが、小学校文化と中学校文化があることが弊害になっているというような、そういう御説明が、以前、小中一貫教育の基本方針を進めていくに当たってはあったように記憶しております。いわゆる小学校文化と中学校文化というのは、よく教育委員会で使われますが、それがなかなか中学校と小学校の違いというんですかね、あれが、教職員の間で乗り越えることが難しい壁になっているんだと。そこを1つに持っていきたいというふうな、ために小中一貫教育は、そこが1つの弊害というか、乗り越えなければいけない壁になっているという言い方をされたのに、玖波においては小学

校文化、中学校文化がしっかりされているのがとてもよいことと言われたのが、ちょっと誤解を受けるんじゃないかと思いますので、できたらそこはもうちょっと踏み込んでいただければと思いますが、今の御説明の中で、玖波地区でどうしても施設一貫校にはできない物理的理由の説明はございませんでした。それを聞いて少し安心しました。

施設一体型でも分離型でも、小中一貫教育の精神というのは変わりません。とはいえ、小中一貫教育を進めていくのであれば、施設分離型よりも、施設一体型のほうが、よりすぐれた教育実践ができるのではないのでしょうか。

ここは少しお答えいただきたいのですが、全国に先駆けて小中一貫教育を実践している教育委員会への学びを、議会でも何度かさせていただいておりますが、中でも東京都三鷹市の教育委員会、東京都品川区の教育委員会、近くでは呉市の教育委員会などですが、これらの先進的な地域では、いずれも小中一貫教育を進めるに当たっては、施設一体型の一貫校のほうがすぐれた点があるのだというふうな言い方をされています。ぜひその辺の実践体験にも学んでいただきたいと思うのですが。もし玖波地区で施設一体型の小中一貫校ができたら、子供の教育はどのようになるのかを少し想像してみました。

まず、常勤教師・教諭が減っているという今の玖波中学校の問題ですが、中学校と小学校が1つになることで、お互いの教員が小学校は中学校、中学校は小学校を目配りすることができて、教員同士の協力体制で運営することができると思います。お互いに教員が少なくなってきたといったデメリットのカバーができます。

次に、9年間の育ちを見守ることで、人間関係のつまずきや心の変化を長い期間で見守ることができて、サポートしやすくなるでしょう。

また、子供たちも、異年齢集団の幅が広がって、今までと違った集団形成やお互いの認め合いが生まれ、今の生徒数が少なくなった、社会性がと言われた問題が、ある意味、サポートできる部分となると思います。

また、PTAが小中一貫となっていれば、役員の配置とか、行事への取り組みへの負担感が減ります。現在の玖波小学校・中学校、PTAの皆さんは大変負担感を感じておられるようです。

地域の子供の見守りやかかわりなども、9年連続で見ることができるようになって、学校が1つになることで、大変かかわりやすくなるかと考えています。残念ながら、中学校での部活動の問題は簡単に解決はいたしません、これは別の解決方法があると思います。

また、施設一体型の小中一貫校になることのデメリットは、6年生の最上級生としての心の成長の点が指摘されています。これは小方学園でも起こり得ることで、一緒に問題解決に当たらなくてはならないと思います。

それでは、玖波小の跡地はどうするのかと。ちょうど玖波地区の中心点にあって、いいのではないかといい声も出てくるとは思いますが、ありがたいことに、ただいまの御説明で、体育館は耐震化に大きな問題はなさそうです。玖波地区で地域活動に役立つ施設として、利用方法があると思います。玖波地区の中心地としての利点を生かして、避難施設や公民館的な活用方法が可能性として考えられると思います。そうやって、玖波地区には玖波地区の特徴を生かした玖波学園、小方地区には小方地区の特徴を生かした小方学園、

そして将来は大竹地区に大竹学園と、3つの施設一体型の小中の一貫校が、それぞれの特徴を生かしながら学園づくりができれば、大竹市の公教育の魅力が上がって、子育て世代の定住促進につながるのではないかと期待できます。

私の夢を語らせていただきましたが、大竹市の公教育の将来像として、少しでも思いを共有していただける部分がありましたでしょうか。できますれば、先ほどの中で、充実の基本方針の中で、尊重すべき点、変わった点を言っていただきましたが、大きく変わったのはやはり、小中一貫校という考え方だと思っております。まずそれを基盤に、引き継ぐところは引き継いで、どういうふうに今後、大竹市の教育をしていくのか、できたら、再度検討をお願いしたいと思います。

○議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（大石 泰） たくさんの御質問いただきました。

まず、小中一貫教育についてでございますが、御指摘のように、目標、そして方針をいつにして、小学校、中学校が9年間を見通した教育活動を行うということが極めて大切なことだというふうに思っていますし、これからの教育のあり方の上で重要な視点だというふうに思っています。

施設面で、今、一体型、隣接型、分離型というふうに分けられております。確かに、今の9年間を見通した教育活動を行う上で、施設一体型が非常に有利な点を持っていることは確かであろうと思います。しかしながら、それぞれの今の学校の立地条件、また、現在、建てられた経緯というものもございます。地域の独自性もございます。そういうことも考えて、今、全ての、例えば全国が小中一貫教育になり得るという形は想像できないというふうに思っております。

現在、文部科学省のほうでも小中一貫教育の定義というのが、まだ定められてないという実情でございます。ただ、議員御指摘のように、全国においても、現在、今年度100校に、今、施設一体型の学校がふえております。そういう状況ではありますけれども、やはりそういった経緯等を考えて、やはり考えていかなければならないというふうに思っております。

今、大竹市の中で全てを施設一体型の小中学校にという夢を語っていただきましたけれども、大竹市の中で、今、学校選択制という形をとらせていただいております。保護者や子供たちが大竹市の学校の中で行きたい学校を選んで行く。そういう中で、今のさまざまなタイプの違う学校を設定するということも大事な視点ではないかなというふうには思っております。

また、施設一体型のデメリットというのは、今の小学校6年生のリーダーシップというふうに言われましたけれども、そのほかにも今の教職員の意識の違いとか、そういうものをどう共有するかという問題もあろうかと思っておりますけれども、大竹市内において、やはり玖波地区においても、実は玖波小学校、玖波中学校が非常にいい伝統を持ってきたので、その経緯をぜひ生かしていただいて、そして分離型においても小中一貫教育はきちんとできますので、そういうことをしっかりとやっていただきたいというのが現在の思いでございます。

ちょっとうまく答えになってないかもわかりません。申しわけございません。

○議長（寺岡公章） 9番。

○9番（細川雅子） 教育長の今の言われ方だと、大竹市では大竹中学校区を施設隣接型、小方は施設一体型、玖波は分離型で置いておくことが、学校の特徴を出すことができ選択制を利用させていただくのに有利ではないかという言われ方をいたしました。大竹市は小中一貫教育という考え方の中で、それぞれの学校のそれぞれの特徴を出していくんだと思いますが、小方学園は大竹市における小中一貫教育校のモデル校としての位置づけがあるというふうに認識しておりました。

つまり、大竹市の小中一貫教育は、まず小方が最も目指すべき姿です。それで、あえて小方は施設一体型にしましたというふうな受けとめ方をしているのですが、今の教育長の言われ方だとそうではなくて、それぞれの学校を、それぞれのよさを生かして、そのままの形で置いていくというのでは、モデル校という考え方は少し違うのかなというふうに思うんですけどね。考え方をええられたんでしょうか。

それと、玖波中学校の課題について、ちょっと2回目で質問するのを忘れたんですけれども、緊急性について、生徒数が減ってきている、また部活ができにくくなっているといった緊急性について、小・中学校の充実の基本方針の中では、まさにその部分が問題なんだと。生徒数が減って学級数が減ることによって、教師の配置、または部活の問題、子供たちの社会性の問題で問題になってくるんだと。だからこそ、1学年1学級になったタイミングで、早いうちに小方との統廃合を検討するべきが答申です。統廃合しますが教育委員会です。そのように方針を出されました。

ところが、最近の御説明は、耐震化が中学校は耐震性に問題がないので、しばらくは置いておくという、これは小・中学校充実検討の方針から、変わっているんじゃないでしょうか。統廃合を考える意味合いにおいて、全く違う考え方になっていると思います。そのところ、考え方が変わってきていると思うんですけど、変わったのか、変わらないのか、そこを御答弁をお願いします。

○議長（寺岡公章） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は午後1時を予定いたしております。よろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

11時58分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（上野克己） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、暫時、副議長において議事を運営いたします。よろしく願いをいたします。

一般質問を続行します。

9番、細川議員の質問への答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大石 泰） 少しお時間をいただきましたので、若干整理ができました。

まず、1点目の小方学園をモデル校として捉えているのではないかという御質問についてですが、今、大竹市では、施設一体型、分離型、そして隣接型の3つの型を用意してますけれども、あくまでも小方学園は小中一貫教育のモデル校であって、要は小中一貫教育の内容をつくる面でのモデル校であって、施設としてのモデル校としての位置づけではございません。

2点目の、なぜ玖波で施設一体型の学校が建てられないのかという御質問ですが、これも午前中での答弁と繰り返しになりますが、これまでの経緯とか、また、立地条件、地域性とか、そして地域の声、そういったものを総合的に勘案しまして、さらに大竹市全域で子供たちを育てていくという視点から、玖波中学校、玖波小学校については、分離型の小中一貫教育校を考えているということでございます。

3点目の、平成14年に出しました大竹市小・中学校充実のための基本方針についてでございますが、そこでは1学年1学級となる玖波中について統合ということが述べられているけれども、それは変わったのかということでございましたけれども、考え方は変わっておりませんけれども、この時点では学校選択制ということが入っておりません。小中一貫教育という考え方も入っておりませんので、1学年1学級だから統合するというその考え方は少し違うのではないかなというふうに思っております。

そして、平成22年11月に小中一貫校に関する基本方針というものを出しております。その中で、大竹小・中学校区、小方小・中学校区、玖波小・中学校区の3つの考え方について述べているところでございます。これもあわせて参考にさせていただけたらというふうに思っております。よろしくお願いします。

以上です。

○副議長（上野克己） 9番。

○9番（細川雅子） 休憩を挟んで少し頭を冷やしてまいりましたが、まず1点目の小方学園、モデル校としての位置づけについては御説明よくわかりました。小中一貫教育をしていく学校としてのモデル校としての位置づけということですね。

2点目のなぜ玖波地区で施設一体型の小中一貫校にはならないのかという点ですが、できたら私としたら、施設分離型で小中一貫教育をすることのすぐれた面。だから、今、御説明の中では今までの経緯があったとか立地性があるからとか地域性とか言われましたが、極めて教育的な面で、玖波では施設分離型を選択するほうが子供たちの教育面から見てすぐれているという、その説明をいただきましたかっただけです。

例えば、地域の方が現地でというのを願っておられても、それは教育委員会としたら地域の気持ちを尊重していただくというのは大変ありがたいことですが、やっぱり子供の教育第一にというふうに考えておられると思うんですよね。その説明が少し抜けていると思うので、ぜひもう少し踏み込んでいただきたいと思うんですけれども。

最初のほうの質問で先進的にやっている三鷹とか呉とかの話がでましたが、ちょっと紹介させていただきますと、三鷹市の教育委員会では、やっぱり小中一貫校をしているんですけれども、分離型ですここは。なんですけれども、教育委員会の言い方としたら、9年間の一貫した教育を行うのですから当然、施設一体型のほうが効率的ですと。三鷹市とし

てはそちらを目指したいけれども、財政面とかいろいろな条件があってなかなかできないと。だから今は分離型でやってますというような言い方をされてます。

呉市は、ここも全国に先駆けて小中一貫教育をしておられますが、ここでも施設一体型の校舎における小中一貫教育に期待できることということで、やっぱり職員室が一つになることとか、分離していることによって教育面で大変しんどい面があると、行ったり来たりで。その時間がもったいないと。一つになることによって移動時間を省略してより効果が上がる指導ができるというふうな言い方をされていて、これから施設一体型ができるのであればそっちのほうをふやしていきたいというふうな言い方を呉の教育委員会はされています。

ですから、一体型にするチャンスがあるのであれば、ぜひそこを徹底的に議論していただいて、それでもどうしてもやはり分離型でなければならないというような理由づけを、ぜひ地域でしていただきたいんですよね。そうでないと世の中、分離型ではなくて一体型のほうがいいというふうな言い方をすごく論調の中でされている中で、玖波はなんで分離型なのと。地域の方が今の現地で望んだからなんていうふうな言い方では、地域に責任を押しつけていることになると思いますので、そうではなくてより教育面で分離型のほうすぐれている、効果が出るという理由づけをしていただいた上で、分離型を決定していただきたいなと思っております。そこについてちょっと考え方をお聞かせいただきたいんですけども。

あと、玖波中学校について考え方は変わっていないと言われました。1学年1学級だから小方中学校へ統廃合するのではないと。1学年1学級になるんじゃないと、1学年1学級になることによって教員の配置面での不利な点が出たりとか、部活がなかなか難しくなってきたり、社会性での対応がほかのところに比べて劣ってくるという、そういうことですからね、だから1つにしたいと。

ということで、ぜひ、玖波では、実はこれ平成13年度に生徒数が195人いました。これが今113人。これは普通学級だけですけどね。常勤の教員が11名いました。それが現在7名です。逆に非常勤は5名から6名になってます。ほとんど改善されてないですね。この12年間ぐらいの間で。

部活については、平成13年当時もサッカー部がなくて、サッカーをしたい子供たちは学校の陸上部に所属しながら地域のスポーツクラブでサッカーをしていました。ところが現在、玖波中学校は、来年から陸上部の部活停止の方向で動いているようです。さらに現在既に野球部とバレー部は、成り立たなくなっていて廿日市のほうの中学校との合同チームを組んでいると。これから玖波中学校に行こうとする子供たちは、バレーをしたいんだけどもちょっとこのままできそうにないんで、ほかの学校に行こうかということを真剣に考えているようです。要するに、このまま放っておけば玖波中学校は残念ながらだんだん数が減っていくということも考えられるわけですね。ですから、こういった何も対策をとらなければ1人減り2人減り、現在、選択制がありますのでハードルは大変低くなっています。そういう意味で、他の中学校への進学が進んで生徒数がもっともって減ってしまってから、中学校を何とかしなきゃいけないと。そうなったときに地域の中に、保護者同士、

地域の中同士でどんな感情的なしこりが残るかというのは、もう既に大竹市は小・中学校の統廃合をしておられますので経験があると思います。ぜひそこに配慮して、どういう方法がいいかというのをもう一度、再度教育委員会で議論をしていただきたいと思います。どのようなお考えでしょうか。

○副議長（上野克己） 教育長。

○教育長（大石 泰） まず、玖波で分離型をなぜ実施するのか、分離型のいいところということでしたけども、これも先ほどの繰り返しになりますけども、やはりこれまでの経緯であるとか立地条件、地域性を考え、また地域の声をしっかり聞いて、今までのやってこられた培ってきた伝統文化を生かしていくためにも分離型というのは大切であろうというふうに考えております。それと、やはり大竹市全域で育てていくということ、重要ではないかなと思っております。

次に、1学年1学級ということですが、確かに1学年1学級、生徒数が少なくなると弊害も生じてきます。また午前中に答弁しましたようによさもあります。そういった課題を克服しながら、またよさをよさとして認め合いながらやっていくというのは極めて大事であろうというふうに思っています。玖波中学校は、来年100名程度の学校になります。そして10年後には約80名程度の学校になると考えております。現在、広島県内に246校ございますけども、80名以下の学校が22.8%に上る56校が存在しています。この56校は、それぞれの学校のよさを生かしながら、また学校の創意工夫を生かしながら一人一人のよさを生かして、そして学校の特色づくりを進めているところでございます。1学級であろうと難しいという状況は、その学校の工夫また教育委員会としての対応策で乗り切れるものではないかというふうに捉えています。

さらに、部活面で非常にしんどい思いをするのではないかと考えてございまして、確かにサッカーや野球などそういった集団スポーツができにくいという面はございます。一人一人が好きなこと、やりたいことを行わせる、できるだけかなえさせてあげることは大切なことですが、ただそれだけで、それだけを考えるのではなくて、やはり先ほど申し上げました「よさ」を、やっぱり生かすということも大事であろうと、限られた与えられた条件の中で、みずからのやりたいことを探してみずからの力を伸ばしていくということも大切なことであろうというふうに思っております。そういったよさ、課題というところをしっかりと地域のほうとまた議論をして、いい方向性を探していけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（上野克己） 9番。

○9番（細川雅子） もう時間が余りありませんが、今の教育長の教育者としてのお気持ちですね。子供たちに課題があれば、その課題の中で克服していく力をつけてほしいというそういうお気持ちはとてもよくわかるんですけども、じゃあ教育委員会としてどういう教育制度を整えるかという面では、それぞれ課題があればその課題をどう教育委員会として改善していけるかというあたりを、もっと具体的に具体的な言葉で、具体的な課題がこれがあるのでそれに対してどう対応していったらいいかというのを、玖波の中で共有して

いただきたいと思います。

今まで何度も小学校の耐震化については、地域の皆さんにしっかり説明していただきたいということに、よく教育委員会も応えてくださっている思っておりますが、残念ながら今、申し上げたような分離型で何がよくて何が悪いのか、玖波の教育課題に何があってどう対応していくのか、そういったことが共有化というのに関しては、まだまだ地域の方、保護者の方に足りないように感じます。学校が新しくなるんならそれがいいと、比較的、教育面での課題がどこまで中学校に浸透してるのかという面では、若干の疑問を感じます。中学校の問題まで取り上げてお話しすると、それではねと、本当に小学校だけがきれいになるのいいのかねといった返事が返ってきますので、その変の今の地域の状況をよく考えてから地域説明会に臨んでいただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○副議長（上野克己） 続いて16番、山本孝三議員。

〔16番 山本孝三議員 登壇〕

○16番（山本孝三） 12月議会に当たりまして、市長から先ほど3期目を目指してかたい決意表明もありましたので、来年度に向けての課題も含めて率直な質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

御承知のように今、国会ではきょうにもあの秘密保護法案なるものが数の力で強行採決されるかという局面を迎えております。これは全ての国民にとって重大なこれからの生活に影響をもたらす中身についての危険な問題点が同僚議員からも指摘がありましたように、大変な法案だと。

きのうですか、野党7党が挙げて強行採決に反対という立場で有楽町の駅前で街頭演説で都民に訴えるという動きもありましたし、国会を包囲する多くの国民のヒューマンチェーン行動なるものも展開をされました。これには6,000人の市民が参加をしたというふうに報道されております。この秘密保護法案は、結局のところ国民の目も耳も口も塞ぐということになるのではなかろうかという懸念が多くの国民の間に広がっておるというのが実態だと思います。これまで岩国の米軍基地の問題に関しまして、どういう飛行訓練をやるのか、どういう機種が配備をされておるのか、どういう飛行コースをとるのかというふうなことを基地周辺の大竹市を含めてこういう場で問題にしたり、そのことを明らかにするように迫ること自体が秘密に属すると、こういうことにもなりかねんわけです。こんな危険な法律が数の力で無理やりに強行可決されるというふうなことはあってはならないと思います。既に著名な学者や専門家の間でも反対の声が広がっております。ノーベル賞を受賞された益川教授も反対の声明に加わっておられますし、ジャーナリストの田原総一郎、鳥越俊太郎氏なども反対の意思を表明されております。演劇界や映画人の中でも、きのうですか、大竹しのぶさんとか日色ともゑさんとか加藤剛さんとか、国民が親しんでおるそういう芸術家や演劇、映画人も挙げて反対の意思を表明されておるのが実情です。それでも数さえ有すれば国民の多くの意見や声を無視して押し通そうとする今の自民公明連立の安倍政権。今は力で国会が運営できるにしても、近い将来必ず国民のしっぺ返しがあると、そのことを期待もし確信をして本題に入りたいと思います。

十

最初の問題ですが、後発薬の普及についてより一層の取り組みをお願いをしたいというテーマで質問をさせていただきます。

御承知のように後発医薬品は、特許が切れた新薬と同じ有効成分を使って製造される薬であります。新薬に比べ研究開発費が少なく済むし安くつく。したがって、価格は発売直後で新薬より一般的には3割程度安いというふうに言われておるんです。それで、この後発医薬品については、日本は非常に普及ができてると。政府は、今23%程度しか普及してないが近いうちに目標を3割程度の普及に引き上げたいと、こういうことで取り組んでおりますけれども、少し目を広げてみますと、先進諸外国では日本のこうした普及の度合いがはるかに上っているということについて、日本を市場として有力なターゲットにしていると。こういうことが言われております。既に多くの国が日本の製薬会社、販売会社と提携をして、市場の開拓に取り組んでおりますけれども、外資による国内市場の参入は、既にフランス、アメリカ、イギリス、イスラエル、インド、こういう国々が参入をしているというふうに報じられております。しかもこの後発医薬品の普及の度合いは、日本は今申し上げましたように23%を30%に引き上げるというのが今の国の目標になっているんですが、先進諸国ではアメリカでは既に85%、カナダでは80%、ドイツで75%、イギリスで70%、フランスで50%、イタリアで45%、こういう状況で目を広げてみれば日本は確かに後発医薬品の普及ははるかに上っている国なんです。これを高めることによってひいては医療費の抑制や患者の負担を軽減することができるということで、国も最近では力を入れてこの普及にあれこれの施策も含めて取り組んでおるということなんですが、私は中川市政の時代に、この後発医薬品の普及を制度的に市町の段階で取り組む規程はないけれども、医師会との連携、医療機関との連携のもとで後発医薬品の普及のために取り組んだらどうかということを質問をした経緯があります。その後、幾たびも予算委員会あるいは決算委員会等でこの問題について繰り返し要望をしてきたところですが。

昨年でしたか、前任の保健課長との意見交換の中で、当時の保健課長は、数値目標を持ってこの後発薬の普及に努めるという答弁をされました。それで、現在そういう数値目標を掲げて取り組んでおられると思うんですが、経過の状況なり成果の見通しなり、明らかにできればひとつこの席で説明をお願いしたいと思うんです。

それから、2番目の学校図書の充実と司書の配置のことについて伺いをいたします。児童生徒の学習指導の上で、学校図書室の充実は欠くことのできないものだというふうに私は理解をしているところなんですが、学習指導の上で教育現場の皆さんも児童生徒の読解力、こうしたことの育成に学校図書は欠くことのできない施設だというふうにおっしゃいます。大竹市の小・中学校の学校図書室の整備充実状況はどういう状況にあるかということ率直に伺ってみたいと思うんですが。

毎年、大竹市の予算決算書の中には、小・中学校ともに消耗品費という項目がありますね。あるいは需用費というふうな項目になるかも知れませんが、この中に国が措置する地方交付税の中に含まれる図書購入費が計上されているということになっているんだと聞くんですが、大竹市の小・中学校の毎年の図書購入費は幾らでどれぐらいになっているんですか。

それから、図書の蔵書数については、一定の標準的な基準があるように聞いているんですが、その基準に照らして大竹の小・中学校の図書室の充足状況、一体どういうことになっておるのか、あわせて説明をお願いしたいと思います。

それから、最近は、新聞を活用した授業、教育に役立てるような取り組みがされておりますけれども、この新聞の配備や大竹市の場合、小・中学校ともどういう状況にあるのかもあわせて御答弁をください。

それで、図書の購入の場合に、何か購入する上での標準めいた明文化された基準というものはあるんですか。誰が判断をして図書の購入の場合に購入を進めるのか、そのこともひとつこの際、聞かせてください。

それで、予算の流用だというふうなことが新聞紙上でもとやかく言われるんですが、国のほうは図書整備5カ年計画、これは現在進行中です。それから文字・活字文化振興法等に基づいて、学校図書館なり図書室の整備を進めるという予算をそれなりに、毎年、200億円から250億円程度の予算措置をしているようですが、これが全国の市町にどういふふうに使われているかということも、私もさっき言いましたように予算・決算書の中では小・中学校費の中の消耗品費の中に含まれているということですから、金額的にはつかみようがない。ということで、ぜひその辺のことをお願いをしたいんです。

それで、児童にとって学校図書を充実するとともに図書に親しみ、なじみ、学習意欲を高めて、大いに児童生徒がこの図書のいい影響を受けるような環境をつくる、またそういう方向で学校司書の役割が非常に重要だと言われているんですが、この学校司書についても一定の配置基準があるようです。大竹市の小・中学校、この配置基準に照らして一体どういう状況にあるのか、そのことをひとつ明らかにしてもらいたいと思います。

それで、司書でも配置されれば生徒や児童が一体、学校図書の利用を年間何冊ぐらい読んでいるのかとか、どういふ本が読まれ親しまれているかというふうなことが、つぶさに系統的に統計も取り集計もできると思うんですが、先般9月議会では、大石さんは、「司書は配置しない」というお答えでしたね。じゃあ図書室がありながら児童生徒が一体どれだけ年間、本を読んだり借りたりして利用してるかというふうなことは統計上はつかんでおられるのですかね。つかんでおられれば、その実態もあわせてひとつ明らかにしてもらいたいと思います。

それで、司書の配置についてですが、先ほど少し触れましたように、入山市長も新年度また予算編成の責任者として新たな出発をされるわけですが、この司書の配置についてぜひ執行してもらいたいんです。これは財政的にはどういふことになりますか。市が全額負担するのか、国が援助してくれるのか、そういった関係の財源措置についてひとつ明らかにした上で、小・中校とも全校に司書が配置できるような取り組みをぜひやってもらいたいと思いますが、市長のお考えなり取り組みについてお聞かせをお願いします。

最後の問題ですが、生活保護の問題について、数を頼んでこれも強行採決というふうなことになるって、この給付の引き下げは既に8月1日から始まりました。給付の基準の引き下げに伴って時間の経過とともに年度ごとに、受給者はもちろん関係する事業にかかわる多くの市民の皆さんにも影響を与えるのではないかというふうには私は危惧しておるんです

が、聞くところによると、この給付基準の引き下げで50に余る事業に関係があるというふうに言われております。50の事業に関係があるといっても全ての事業の一つ一つお答えをいただくのは時間的にも無理なので、本席では、保育料、介護、国保料といった事業の減免措置にかかわってどういう影響が出るのか、あるいは市営住宅家賃、就学援助、さらには市民税の非課税基準、こういうことへの影響が出るのではないかというふうに聞くんですが、国のほうは緩和措置をとるというふうに予算措置を含めて安倍総理自身が国会で答弁されておりますが、今のところ具体的には目に見えないわけです。市町の段階で既に国の措置が不明ではあるが影響が出るということが懸念される事業については、それなりの対応策を必要とするという立場から議会でも議論がされ、長たる者の意思も表明されているところもあるようです。私は、この席で入山市長に特にお願いしたいんですが、一番社会的に弱い立場にあるところへのこうした問題の押しつけは、やっぱり市の行政が防波堤となって影響を最小限に食いとめるという強い姿勢で臨んでもらいたいというふうに思うんですが、市長の率直な見解を聞かせていただきたいと思います。

それで、一つ問題として申し上げたいのは、生活保護法の成立を待たずに厚生労働省が申請時における申請書の見本、こういうものを送りつけて、それをマニュアル、見本として運用するように各市町に求めているというふうなことが国会の議論の中で明らかになりましたが、大竹市はこれまでこうした厚生労働省の申請時における書類の整備について、見本やマニュアルを利用して運用されてきたんですか。これは結局のところ水際作戦といって親族に扶養義務があるということを前提とした扱いになっているようですね。これは民法上の問題であって生活保護法には規定はないんですね。ないものをマニュアルを見本として運用するように求めるということ自体がおかしな話です。それをまた市町の段階でごもっともとして申請者に対してそのことを盾に申請を拒否したり、親族の資産調査や預金調査を含めた調査を強行するというふうなことをやったんでは、これは法治国家として問題があるんじゃないかと思うんですが。経過と実情についてひとつ説明をお願いしたいんです。

それで問題なのは、今申し上げましたように結局のところ生活保護の申請がしにくくなると、そうでなくても今のようなことをやっておるわけですから、生活保護を受けるようなことふうの悪いことすなやというふうなことで、新族や兄弟からいろいろ難しいことを言われると。生活保護を受けたくてもそういうことで遠慮せざるを得ないというふうな人も多数に上るというふうに言われているんです。そのことを国連の人権委員会が政府に対して勧告しているんです。こういうことを踏まえてひとつ率直な答弁をお願いします。

登壇しての質問を終わります。

○副議長（上野克己）市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 山本議員におかれましては、一貫して社会的に弱い立場にある方々に対して配慮のある御質問をいただきありがとうございます。優しい社会実現のための負担のあり方など大変難しい問題をはらんだ御質問でございますが、しっかりと考えてまいりたいと思います。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。2点目の学校図書の充実・司書の配置についての御質問は、後ほど教育長からお答えいたします。

まず1点目の後発薬の普及についてでございますが、後発医薬品は有効性・安全性について基本的に先発医薬品と同等であると国が認めたものであり、研究開発に係る費用が抑制されるため、一般的に先発医薬品よりも安価に使用することができる医薬品でございます。そのため医療費の抑制、市民の皆様の負担軽減の観点から、医師の判断に基づくことを前提として、できる限り使用促進を図る必要があると考えております。

本市におきましては、医療費適正化事業として後発医薬品の普及啓発記事を定期的に広報紙へ掲載するとともに、医師会・歯科医師会・薬剤師会の御協力をいただき、平成21年10月から国民健康保険被保険者証を交付する際に、後発医薬品お願いカードを配布しているところでございます。

また、本年1月からは広島県国民健康保険団体連合会に業務を委託し、後発医薬品に切りかえることにより効果が大きいと思われる方を対象に、御本人の負担軽減額を明示した差額通知の送付を開始しており、1月から11月までの間に延べ4,000人の方に送付し、約6割の方が後発医薬品に切りかえられております。その効果額としましては2月から7月までの6カ月間で、理論上の比較値ではありますが約260万円の削減効果となっております。

また、国では平成19年に策定したアクションプログラムにおいて、後発医薬品の平成24年度の目標普及率を数量ベースで30%と定め、使用促進を図ってまいりましたが、実績は27%程度であり、目標をやや下回っている状況でございます。

本市の後発医薬品の直近の普及率は25%程度にとどまっており、国がロードマップにおいて新たに設定した平成29年度末の目標普及率60%の実現には、相当の取り組みが必要と感じております。従来から取り組んできました広報紙・カード配布等による啓発に加え、まずは差額通知の送付による効果をしっかりと検証し、後発医薬品の普及、ひいては医療費の抑制、負担軽減に努めてまいりたいと考えています。

次に、3点目の生活保護法の「改正」要点及び給付引き下げについてお答えいたします。

生活保護法の改正につきましては、まだ国会において審議されているところでございます。また、ことし11月8日付の厚生労働省からの事務連絡についてでございますが、これは一部の自治体で使用されている扶養照会書において、扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認されるおそれのある表現をしていることが判明したことから、そのような表現をしている場合は、速やかに表現を改めるようにとの内容でございました。本市では以前から、厚生労働省の様式どおりの表現を使っておりましたので問題はありませんでした。

次に、生活保護の生活扶助基準額の変更による他の制度への影響についてですが、従来、生活保護に該当していた方が被該当になり、保育料の減免や就学援助などが受けられなくなる場合があります。また、生活保護の対象ではなくなるため、個々によって違いますが市民税や国民健康保険料、介護保険料などについて負担が発生することが考えられます。国においては、基準額変更により保育事業などの他の制度に影響が及ばないよう対応する

ことを基本的な考え方とするとの方針を示しておりますので、今後の国の対応を見守りたいと思います。

以上で、山本議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（上野克己） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、山本議員の学校図書の充実と司書の活用についての御質問にお答えいたします。

初めに、学校図書館は、児童生徒にとって興味・関心のある本を読んだり、ふだんの学習での資料収集に利用したりするなど、新たな知識の発見や学びの場でもあります。教育委員会としましては、児童生徒が自由に本を読むことができ、また情報収集できる環境をつくっていくことにより、幅広い視野が持てるよう取り組んでいく必要があると考えております。

そこで、国の対応でございますが、学校図書館の整備につきまして、平成19年度から学校図書館整備5カ年計画が立てられ、総額約1,000億円の地方財政措置が講じられ、さらに平成24年度から5カ年間この計画が継続されているところです。

次に、本市の学校図書の整備状況でございます。地方交付税で算入される学校図書費といたしましては、そのまま市の収入として入ってくるわけではありませんが、平成24年度で見ますと算入額として小学校費が200万円、中学校費が157万円となっております。学校における図書購入費用について平成24年度決算では小学校が256万円、中学校が215万円の計471万円であり、本市としましては十分図書整備に充てているところでございます。

学校の蔵書数についてでございますが、現在、市内の小学校では約3万5,000冊、中学校では約2万5,000冊あり、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として示されております文部科学省が設定している学校図書館図書標準の冊数と比較しましてもいずれも100%を超える冊数となっております。しかしながら、各校で若干のばらつきが見られます。現在、3校において標準蔵書冊数に達しておりません。

次に、新聞の活用についてでございますが、学習指導要領では新聞を教材として活用することが示されており、各校においては社会科などの授業で関連する記事を取り上げたり、また学校行事などを題材にして新聞を作成させたりするなど、学習に大いに生かしているところでございます。そして論理力や表現力などの育成を図っているところでございます。学校図書館への新聞配備については、学校の新聞購読代として24万円を執行しておりますが、半数の学校で常時、図書館への配備がなされております。このように学校では、図書や新聞の活用に努めているとともに、読書ボランティアや地域の方などの協力を得て、学校全体で読書活動の推進に取り組んでいるところでございます。しかしながら、各学校での図書整備や図書の貸し出しなど児童生徒が利用しやすい環境整備について不十分な状況が見られております。そこで、児童生徒と本をつなぐ司書の役割を担う方の配置について、市長部局と協議をし前向きに検討していくとともに、引き続き図書購入予算の確保を図り、児童生徒がより多くの図書に親しむ機会を拡充していく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上で、山本議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（上野克己） 副市長。

○副市長（大原 豊） 山本議員は市長部局のほうに、市長はどうするかというものの答弁でよろしいんですか。

〔発言する者あり〕

○副市長（大原 豊） 副市長ですが、一応、考え方は一緒です。

今、教育長が申しましたが、教育委員会と協議をして前向きに検討していくというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（上野克己） 市長。

○市長（入山欣郎） 議員の皆さん方、市民の皆さん方からいろいろな御要望をいただきます。どれもやりたいこと、やってまた当然のことばかりのことでございますが、一番最初に申し上げましたトータルでの財政バランスをしっかりととりながらやるという中で、非常に決断の厳しい日々を過ごしております。そういう意味で教育委員会から上がってきまして予算案につきましては、しっかりと審議した上で決定をし議会に諮らせていただきたいというふうに考えておりますので、どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（上野克己） 16番。

○16番（山本孝三） ありがとうございます。それで重ねて聞くんですが、司書を市内の小・中学校全校に配置するとすれば、予算的に財源的にはどれくらい必要になるんですか。これは国とか県とか財政負担はあるんですか。その辺のことをちょっと明らかにしてください。

それから、大石さんをお願いしたいんですが、せっかくこの機会ですから、私はここに19年度決算の資料として、学校ごとの蔵書の現状を記録した資料をもらっているんです。だから2校か3校の標準めいた冊数に満たないのがあるとおっしゃるんですが、具体的に何でおっしゃらないんですか。新聞にしても小・中全部に配備してるんかどうかということを知りたいんです。せっかくこういう資料を手元では整理されとるんでしょう。

それから、児童生徒が年間どれくらい図書室の図書を利用しているかということもお尋ねしたんですが。ある地域の学校に司書を配置して数倍にも児童生徒が本に親しむと、学習の意欲も向上したというふうなことが報告されているんですが、そういうことに役立つのなら、今市長の思いを話されましたが、積極的にもう小・中とも全校に司書を配置するというぐらいの協議の場での強い決意でひとつ臨んでもらいたいと思うんですが。次の世代を担う児童生徒にとって司書の役割、図書室の充実の貢献度、これを考えれば私は思い切ったことをやるべきだというふうに思うんで、そのところをしっかりと市長と協議をされて、目に見える形で成果を上げてもらいたいということを重ねてお願いをしておきます。

それで、生活保護の関係なんですが、国会で問題になったのは省庁再編前の旧厚生省、これが見本を出して自治体に通知して、申請時に調査書をこういう見本でつくりなさいということをやったんですよ。それが問題になっとるんですよ。だから大竹市が使っている

見本マニュアルというのは旧厚生省が発行したものでしょう。それを使ってるんでしょう。ちょっとはっきりしてください。

○副議長（上野克己） 福祉課長。

○福祉課長（吉原克彦） 今の扶養義務者の問題なんですが、旧厚生省という分ではなくて、問題なのはいわゆるその書類の書式が、民法でいう扶養義務が保護に優先するというような文言、その部分が問題であったわけです。その書面につきましては、旧厚生省、今回の厚生労働省、そういった部分じゃないということで、大竹市については保護者の方を排除するような表記のものは提出していないという状況でございます。以上です。

○副議長（上野克己） 16番。

○16番（山本孝三） ちょっと市長に声を聞かせてもらいたいんですが、ある市では、まだ国がはっきりしませんので。しかし各条例にはただし書きがありますよね。影響を受けると、否定的な影響を受ける場合には、ただし書きを使って影響を最小限にとどめるという決意の表明をされるところもあるんですよ。そういう意味で、私は大竹市が国の防波堤として弱者に対する施策をしっかりやってほしいということを言ったんですが、そのことに対する答弁がないから、お願いします。

○副議長（上野克己） 市長。

○市長（入山欣郎） 各地方自治体で福祉の問題についていろいろな施策をすることにつきましては、その町々での財政状況またそれが支出できるだけの状況、いろいろな条件が違ってまいります。そういう中で、議員から御指摘のようにいろいろな形でよそのまちに先んじて、またよそのまちよりも十分にそういうことができれば、それは市民の皆さん方にも喜んでいただけますし、また行政の担当者としても市民の皆さん方からお褒めをいただくわけでございますが、行政というのはいつも申し上げますように収入と支出とのバランスを考えながらやっていかざるを得ない大変厳しい状況がございます。そういうことで全体的なバランスを考えながら、大竹のまちでできる最善を尽くしてまいりたいというふうに思っております。どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（上野克己） 教育長。

○教育長（大石 泰） 学校司書についてでございますが、先ほども申しましたように地方交付税で算入される額がそのまま市の収入として入ってくるわけではありませんが、平成25年度の交付税への算入額見込み額は学校図書費が332万円、学校図書館への新聞配備が26万円、学校司書が324万円となっております。

また、2点目の各学校の利用数ですけども、それぞれの学校の児童生徒の図書利用については、今この場で把握をしておりません。御理解ください。

それと、司書についてですが、先ほどもございましたが、あくまでも市長部局と協議をし前向きに検討してまいります。議員御指摘のように読書活動は子供が言葉を学び感性を磨き表現力を高め想像力を豊かなものにするために、極めて大事なものだというふうに考えております。教育委員会としても引き続き努力していく所存でございます。よろしくお願いします。

○16番（山本孝三） 終わります。

○副議長（上野克己） 続いて6番、児玉朋也議員。

〔6番 児玉朋也議員 登壇〕

○6番（児玉朋也） 6番、公正クラブの児玉です。よろしくお願いいたします。

社会保障と税の一体改革において、消費税の使い道を現在の基礎年金、老人医療、介護など3つから年金、医療、介護、子育ての4つの経費に拡大されました。平成24年8月に子ども・子育て関連3法が可決成立し公布され、その新制度のポイントは質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実です。地域子ども・子育て支援事業の中に、放課後児童クラブなどの充実も含まれております。平成27年度から主な制度では、質と量の充実に図るようにとされています。25年4月に設置された子ども・子育て会議の審議事項のスケジュールによれば、子ども・子育て支援制度は、早ければ平成27年4月には施行予定である。子ども・子育て支援給付事業の実施主体となる市町村は、国の基本指針や基準を踏まえて都道府県とも調整しつつ、市町村の事業計画の策定、基準の検討、必要な条例の制定を行った上で、施行前の事前準備としての認可・確認事務を行う必要がある。このため、国においておおむね25年度中に指針の検討を終えることが必要であるとしています。それに合わせて市町村は、放課後児童育成整備事業の設備及び運営に関する条例による基準を作成することが求められるようになります。本市の事業計画策定、基準の検討、必要な条例の制定への今後の予定をお答えください。5%消費税増税で社会保障の財源に2兆7,000億円確保でき、そのうち7,000億円程度を子ども・子育て支援の充実への財源と予定されています。

十

しかしながら、増税に関しては、消費税増税8%は25年10月1日の閣議で決定後、27年10月予定の消費税10%の増税は今後の経済状況で判断するとなっており、財源が確実に確保できる時期が不安定であり、新制度の施行時期にも影響が出る可能性も少なからず残していると思われます。

放課後児童クラブの主な改正点として、主として対象児童は現行では共稼ぎ家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対してでしたが、新制度では、留守家庭の小学生として1年生から6年生まで小学生全学年に範囲を拡大しています。さらに、保護者の就労だけでなく保護者の疾病や介護なども該当するとしており、保護者の対象範囲も広げております。平成22年1月29日に閣議決定の子ども・子育てビジョンでは、平成26年度末までに3人に1人の登録児童を目指すとして、平成24年5月1日現在の育成環境課からの資料では全国ではクラブ数2万1,085カ所、登録児童数85万1,949人、全国の1年から3年までの約328万人の23%、4人に1人の登録状況だそうです。本市の1年生から3年生までの何%なのか、登録状況をお聞かせください。数値目標があれば、お願いいたします。

児童クラブ指導員の資格状況は、児童の遊びを指導する者が望ましいとされ、8万6,457人が従事して、そのうち3割が資格なしとなっております。新制度では、質を確保する観点から、職員の資格、員数についても基準を定めるとしています。本市に従事されている指導員の資格の現状と各クラブの指導員配置人数の状況はどのようになっていますか。また、指導員の質と量を確保するための今後の計画があればお答えください。全国的に資格を持った指導員の就労が少ないそうですが、本市ではいかがでしょうか。

大竹市放課後児童クラブ条例によりますと、利用対象者は「市内の小学校の第1学年から第3学年までに在学する児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいない者及びこれに準ずる者」としています。現在、大竹市にはクラブ数は6クラブあり、その内訳はあすなろクラブ1、みどりクラブ2、ひかりクラブ3です。定員については、50人クラスが2教室、40人クラスが4教室ほどあります。指導員と児童との信頼関係を結び、子供同士が仲間意識を認める規模としておおむね40人程度までが望ましいとされていますが、現在それぞれの規模はどのようになっていますか。現在の規模、今後の27年度の目指す規模についてお答えください。以前は、子供は10歳前後で遊び・生活面で自立が進むとされていましたが、近年は遊び・生活面でも自立のおくれが進行していると捉えられるようになり、今回の6年生までに拡大された背景の一つだそうです。

さらに、高学年を対象とした児童館の整備がおくれて、高学年の居場所が確保できていないことがあります。核家族がふえ兄弟の数も減少し育児をしながら働いている女性が年々増加傾向にある中で、安心して就労できる環境づくりは行政の務めではないでしょうか。全国では、登録児童の学年は1年生から3年生までが9割を占めていますが、1割は4年生以上も対象児童として登録しています。

本市について、平成27年度より前倒しして対象者を仮に4年生まで拡大した場合、市からの一般財源はどれぐらいかかるのか。また、それを行った場合の問題点としてどのようなことが想定されるか。4年生までに拡大する可能性はないか、お答えください。そういった要望の声は、保護者からは出ていませんか。

尾道市は、27年度4月を目標に、対象児童を6年生まで広げ、モデル校を指定し早速先行実施を決めて、1年間のニーズや運営面の課題を探り、モデル校のデータをもとに指導員や空き教室の確保を考えていくとして、条例改正案を提案していくそうです。

新制度について、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、それに従い計画的に基盤整備を行い、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、住民の必要とする量の確保と質の改善を図る運営が求められることになれば、既に25年度は準備段階に来ているように思い、住民のニーズに対する調査を実施し事業量の把握が急がれていると思います。27年度4月から1年生から6年生が対象児童となり、質、量の充実を求められれば、施設の環境整備も必要となりますが、計画の見通しについてお答えください。

以上で、壇上での質問を終わります。よろしく願いいたします。

○副議長（上野克己）市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 子供の健やかな成長という市民の皆様に共通の思いを受けての御質問ありがとうございます。平成27年度に向けて、現況をしっかりと捉えた事業計画にしたいと考えております。

それでは、児玉議員の御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、後ほど教育長が答弁し、私からは地域子ども・子育て支援事業に係る事業計画についてお答えいたします。

昨年8月に、子ども・子育て支援法が成立し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育

及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、市町村に子ども・子育て支援事業計画の作成が義務づけられております。この事業計画の作成に当たりましては、現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施する事業の提供体制の確保の内容などの事項を定めることになっております。その際には、保護者に対する調査を行い、その意向などを参考にするとともに、子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聞き、地域福祉計画その他の市町村の計画と調和を保ちつつ、事業計画を作成することとされております。

本市におきましても、今後の国の動向を踏まえながら、教育・保育事業や放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の整備などに向けて、来年の9月までに子ども・子育て支援事業計画の策定を行う予定でございます。

以上で、児玉議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（上野克己） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、児玉議員の放課後児童クラブについての御質問にお答えします。

まず、本市における放課後児童クラブの現状について申し上げます。本市の放課後児童クラブといたしましては、玖波にあすなろ児童クラブ1教室、小方にみどり児童クラブ2教室、大竹にひかり児童クラブ3教室の合計3カ所6教室を設置しております。いずれの放課後児童クラブにおきましても、国が放課後児童クラブガイドラインの中で、適正規模とされているおおむね40人程度の規模を維持しております。

また、平成25年10月31日現在、放課後児童クラブにおける1年生から3年生までの登録児童数は230人で、全児童数に対する割合はおおむね37%となっており、全国の23%に比して高い比率となっております。このように可能な限り国が示す基準を遵守しながら、本市の放課後児童健全育成事業では、待機児童をゼロを目標に設定し、現在、待機児童を一人も出さずに運営しているところでございます。

次に、運営体制についてですが、現在の指導員数はあすなろ児童クラブに4人、みどり児童クラブに7人、ひかり児童クラブに14人、計25人を配置しております。このうち無資格者の全国割合が約30%に比して、本市の無資格者は16%の4人であり、本市としてはかなり高い割合で有資格者を採用しているところでございます。

しかし、指導員の新規採用には、全国状況と同様に大変苦慮しており、有資格者以外の経験者の採用や補完的にシルバー人材センターの方々に入っていただくなど、業務を分担し人員確保に努めているところでございます。

また、主任・副主任制度や指導員の職務などを明文化し、各種研修会を開催するなど、指導員の資質向上に取り組んでいるところであり、今後も引き続き、質的にも量的にもさらなる充実に努めてまいります。

次に、4年生への拡充についての御質問です。現在の3年生の登録児童全員を来年度に受け入れたと仮定すると2教室をふやす必要があり、施設の確保、指導員の増員や備品類の整備などに少なくとも800万円程度の負担増が生じることになり、補助金などを差し引

いても200万円程度が本市の持ち出しとなると予想されています。

また、その他の問題点といたしまして、施設や活動内容などについての学校教育現場との調整、高学年受け入れによる低学年への影響、要望と利用実態との乖離、高学年児童の自立の問題などが考えられます。一部保護者の声として、特に夏休み期間は4年生以上も受け入れてほしいという御意見があるのは承知しておりますが、本市の現状といたしましては、利用児童数も多くほぼ飽和状態であるため、これ以上の対象児童の拡充は困難であると考えております。

今後は、子ども・子育て支援に係る新制度の施行に向けた国の動向を見据えながら、市長部局において子ども・子育て支援事業計画を策定していく過程で、放課後児童クラブの利用者の意識調査、学校や関係機関との協議などを実施するとともに、地域との連携を図ることなどを模索しながら、保護者がより安心して就労できる放課後児童クラブの運営を検討してまいりたいと考えております。

以上で、児玉議員の御質問に対する答弁を終わります。

○副議長（上野克己） 6番。

○6番（児玉朋也） ありがとうございます。待機児童ゼロ、適正な規模、登録児童数の比率、指導員の資格保持者が全国平均よりも大きく上回っていることに対して、改めて日ごろの放課後児童クラブの取り組みに感謝いたしたいと思います。ありがとうございます。

4年生拡大の提案の本意を言いますと、仮に新制度で27年度から全ての学年、1学年から6年生までを対象児童として受け入れが必須となった場合には、26年度に4年生の児童は対象から一旦外れて、27年度に入って、再度、対象児童となる可能性が考えられます。ならば、26年度は1年生から4年生までに範囲を拡大すれば、放課後児童クラブに登録している現在の3年生は、そのまま放課後の居場所は保たれることになるのではないかと。4年生になる保護者の労働時間あるいは就労の手助けになるのではないかと。一時的に仕事につくことを中断したり再開したりすることを妨げるのではないかと考えた上で、今回、提案させていただきました。

年齢は少し下がりますが、24年10月時点の総務省調査で、小学校入学前の乳幼児を育てている25歳から44歳の女性を対象とした調査では、育児をしながら働いている女性の割合が全国で最も高いのが島根県で74.8%という新聞記事がありました。親と同居している人が多く、子供を預けやすい環境にあるため、また都会に比べ賃金が低く、やむを得ず共働きしているケースもあるのが、今回、全国平均52.4%を大きく上回った原因だと分析しています。

ちなみに広島県は34位の52.7%でした。その記事によると、働く意思がありながら出産や育児で就職活動ができない15歳から64歳の無職女性は113万人に上り、働き盛りの30代が約60%を占めているそうです。これらのことから、就労する意欲もあり、消費税増税で生活費の負担増が避けられないことが決まった昨今では、手助けがあれば共稼ぎ世帯はふえるようになります。例えば、24年1月から6月までは、共稼ぎ世帯が過去最高の比率だそうです。

4年生までに拡大した場合の試算を先ほど伺いました。現在の3年生登録児童全員を仮

に受け入れた場合、本市の持ち出しは約200万円程度になるのではないかと御答弁でしたが、大竹市放課後児童クラブの定員ごとの定数を総数で合計すると、50人クラスが2教室、40人クラスが4教室ですから260人規模の施設は確保されるということになります。先ほど230名と言いましたが、国の放課後児童クラブの適正規模で考えるなら、おおむね40人が適正規模ですから、6クラブあるので240人が定員になります。登録児童数の日々の利用数と考えてよろしいのか。平均の日々の利用数がわかれば、ここでもう一度お願いしたいと思うんですが。お願いします。

○副議長（上野克己） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋村哲也） 230人中、平均、平日の利用者数、率で申しますと約80%でございます。よろしくお願いします。

○副議長（上野克己） 6番。

○6番（児玉朋也） 26年度はせめて対象児童募集時に、1年から3年生が対象となります。ただし定員に余裕がある場合、4年生の児童も対象になりますと、範囲拡大の検討はされませんか。子ども・子育て支援事業計画を策定していく過程で、利用者の意識調査の一つとして26年度は、まず4年生まで拡大してみて、住民のニーズ、必要とされる指導員数、施設の規模、費用、広い年齢層への影響などを把握する調査のための持ち出し費用として検討していただくという。子育て世代を支援していくことは、ひいて住民税の増加、社会保障制度の担い手の確保あるいは人口増加につながります。この世界の先進諸国では、さまざまな政策支援の効果から、女性の就労が高いほど出生率も高いと20年間の間で変化しております。平成24年の合計特殊出生率は1.41で平成8年度以来、16年ぶりに1.40を超えたそうですが、30秒に1人新生児が生まれる。一方で25秒に1人死亡している。人口減少の傾向です。1人でも多くの人々が大竹市民として安心して長く働きながら大竹市にとどまってもらい、よい環境のもとで子育てができる取り組みが必要だと思います。新制度の要件にこだわった受け身の支援体制ではなく、大竹市独自の積極的な支援のお考えはないでしょうか。もう一度、お願いいたします。

○副議長（上野克己） 教育長。

○教育長（大石 泰） 御指摘のとおり女性の就労支援という面からも、非常に大切であるとは考えますが、先ほど答弁したようにこれ以上の対象児童の拡充というのは困難であると考えております。

また、検討ということでさせてもらったらと思います。よろしくお願いします。

○副議長（上野克己） 6番。

○6番（児玉朋也） 検討という形でもよろしいですから、お願いいたします。

終わります。

○副議長（上野克己） 続いて、10番、日域 究議員。

〔10番 日域 究議員 登壇〕

○10番（日域 究） 市民の味方として初めて質問するんじゃないかと思っておりますけども、日域でございます。よろしくお願いいたします。「大竹市のものごとを決定するシステムについて」という名前をつけましたが、それともう一つ、最近30年間の大竹市の財政推移

を見てという、この2つを質問させていただきます。

最初は、1番目でございます。物事を決定するというのがなかなか、市長が独自に決められるものが多いと思いますけども、そうもいかないという部分もあるかと思います。それで、今聞いてみたいことは、不動産評価審議会と入札ではなくてプロポーザルということです。この2つについてちょっと質問させていただきます。

土地を売却する場合の不動産評価審議会というものについてお尋ねします。これは、大竹市が売却する土地については、不動産の適正な評価を期するため、予定価格が200万円以上の土地で面積が200平米以上のものを対象に審議することとなっています。大願寺の話でございますが、平成22年9月の第3回公募に関しては、記録を見れば二日間開催されています。この審議会の意義から始めたいと思います。公有地は適正な対価で売却することが大前提とされております。国においては、財政法第9条に、「国の財産は、法律に基づく場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。」それで終わりです。一方で、都道府県や市町村などの地方自治体では、地方自治法第96条第1項第6号で、先ほどと同じような文言ですけども、「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」については議会の議決が必要だというふうに、国とは若干、違うルールになっております。しかも、物を売却する場合には、予算決算及び会計令なんていう難しいルールがあるらしくて、その第79条に「事前に予定価格を決めておく」ということが定めてあります。

我々の身近な行為に例えれば、証券会社に株の売り注文を出す場合、成行注文ではなくて時価による指値で注文をなさないと、そういうことだと思います。これ以下では売らないよという意味ですが、公有財産であることを思えばこれは当然かなというふうに思います。問題はその値段です。株価は毎日出ますから簡単なんですけども、不動産というのは全部違いますから、適正な価格っていうことが非常に決めづらいものです。そこで、国土交通省が統一性を図るために不動産鑑定士という国家資格をつくり、そして鑑定の基準をつくって行っております。一方で国の言いなりになるのであれば地方自治の精神に反しますから、大竹市においては市役所の中に大竹市不動産評価審議会なる諮問機関を置き、不動産鑑定士の鑑定評価なども参考資料として大竹市みずから適正な評価額を決定するという体制が用意されています。本来は、市職員以外のメンバーも加えるのが理想でしょうが、とりあえずこういう仕組みが今できております。その客観的な評価を受けて、予定価格は市長が決定します。市長の決定は、適正な価格か否かにとらわれません。政策的な観点も必要ですから、これは市長の裁量だと思います。この認識でよろしいでしょうか。

ただ、審議会の評価額よりも低い場合は、適正な価格よりも低いことを前提として議会が認めれば売却が可能。それが法の定めだと思います。適正な価格とは時価であることに議論の余地はありません。そのもとになる大切な時価を鑑定してはじき出すのが不動産鑑定士であり、その結果が鑑定評価額です。したがって、おのずとその評価額は重みを持つことになります。不動産評価審議会も、鑑定評価を受けた直後についてはとても修正はできないでしょうから、大願寺については平成20年には行われておりません。そう思うんで

すが、そのためかなという気がいたします。審議会が力を発揮するのは、鑑定評価から時間が経過している場合、その間の変化を加味する場合だと思います。その意味で言えば、平成20年に鑑定評価を得た後、2年を経過した平成22年9月の審議会は重要だと思います。ここでは1回では結論に達せず、三日後に再度、開催して結論を得ています。

そこで質問なんですが、不動産評価審議会規程の第4項、第4号、済みません、どちらかちょっと定かじゃないんですが、その定めによる会長が指名する委員さんというのがいるんですけども、それはどのように決定されるのでしょうか。規程の中にもう最初から決まっている役職の方は、もう役職でばちんと書いてあるんですが、それ以外に第4項だったかな、それで会長が指名するっていう委員さんがおられるんですね。その方がいつどのように決められるのか、例えばその都度か、年度単位か、そのあたりをお尋ねいたします。

また、この審議会の開催日程はどのようにして決まるのでしょうか。開催通知は各委員に対して、どのように伝わるのか。定足数は何名なのか。採決は出席者の過半数なのかどうか。そしてこの重要な審議会に二日とも欠席者がありますが、欠席理由は何でしょうか。欠席届はあるのでしょうか。このあたりをお尋ねしたいと思います。

もう一つは、プロポーザル方式という物事の決め方についてです。「プロポーザル方式とは随意契約の準備作業だ」と議会答弁で聞いたことがあります、確かに複数の業者から提案を聞いて、それにより相手を決めてから随意契約をするということだと思います。

ただ、本市の契約規則を見ても、随意契約とは入札を行うほどでもない小口の案件について認めているのに対し、プロポーザルで行っているものはそうではありません。金額が安いからではなく、単に単価のみの競争では優劣が決められない特殊なものについて、ルールを超えてあえて行われているものだと私は思います。しゃくし定規に言えば、大竹市契約規則に定めのない違法ともいえる手法ですから、せめて入札にまさるだけの真剣な審査、そして結果の公表くらいは当然、必要だと思います。

では、最近の大竹市の幾つかのケースを比較して連立方程式のように考えてみたいと思います。幾つかのケースとは、大竹中学校の設計、大竹小学校の設計、給食センターの運営、基幹システムの設計、人事システムの設計、そして大願寺の住宅用地の売却です。一般競争入札のかわりに業者から提案を受け入れる以上、それを審査して優劣を正確に決めなくてははいけません。委員の人選についてのルール、すなわち大竹市から見てそれぞれ第三者、他の人たちです。第三者が何人いたかをそれぞれのケースでお尋ねします。第三者がいたケースもあるように聞いているんですけども、そのあたりをお答えください。

また、採点をするわけですから、その透明性、正確性も大切です。市長のお言葉をかりれば、生き死にををかけて行う業者が競っているのですから、それらをずさんに扱うことは許されないでしょう。したがって、正しく運営したことを証明する上でも、その採点基準とその採点結果は残っていると思いますが、そのあたりの有無、ヒアリングでは「あります」という答えでしたけど、改めてこの場でお答えいただきたいと思います。

以上が、1番目の質問でございます。

2番目の質問です。最近30年間の大竹市の財政推移を見て感じることは、これは正直言いまして、最近本当に私が気がついたことなんですけども。私が議員となって10年の歳月が

経過しました。この10年間、多分誰も質問されなかったんじゃないかと思うんですけども。と言うよりも市長にも職員さんたちにも、議員諸兄にも、そして市民の皆様にもぜひわかってほしいという意味を込めて質問させていただきます。

大竹市は、日本国の一自治体です。日本国政府のつくった土俵の上で相撲をとっています。財政的にも国の政策の上に乗っていますから、財政問題も同様に国の制度の縛りの中にいます。国は地方財政制度という大きな仕組みの中で、各自治体を見えています。全国の自治体は、財政力の豊かなところもあれば貧しいところもあります。貧しい自治体は、職員も雇えません。ということはありませんよね。それでは困ります。そこで地方財政制度として、貧しいところにも必要なお金が行くように地方交付税制度があります。この制度自体にも、まま問題はあるんですが、何はともあれ現状の制度があって我々大竹市はそれと密接な関係があり、それが市民生活にどう影響を与えているかを少々あぶり出してみたいと思います。しばらくおつき合ください。

自治体の税金が多いまちがありますね。すごく多いところは交付税はゼロです。中くらいなら中ぐらい。税金が少しのまちは交付税はたくさんもらえます。これが交付税制度です。大竹市は税金がやや多い自治体ですから、交付税は少な目にもらっています。

そこで、東栄沖の大竹の工業団地の話ですけども、そこに東栄沖の埋立が完了し、新たに10億円ぐらいかな、固定資産税などの収入が発生しました。当然、交付税は減ります。ふえた税金の約75%相当の交付税が減ることになったんだと思います。反対に、何か反対の減少が起こって税金が10億円減るような出来事があれば、交付税は7億5,000万円ふえることになります。交付税の税金に関係する部分はそんな感じです。必要な額を地方財政で見てくれるわけですから、税金が少なくなれば足りない分は交付税が補ってくれます。今ごろ、臨時財政対策債なんていうのもありますけども、とにかく補ってくれますね。税金がふえれば、あんたとこ自分でできるんだから交付税は余り要らんよねってなりますね。だから税金をすごく心配する方がいますけど、多いほうがもちろんいいですけども、ただ税金は足りなくなったら交付税が見てくれるっていうそういう制度があることを、これはもう大原則ですから、これは忘れちゃあいけません。

次は支出のほうです。都市計画道路をつくります。多分、補助金が5割ぐらいあるんでしょう。それはもらったら終わりですけども。自己負担する残りの5割について、非常に簡単に言えば、借金をするケースが多いですよ。そうすると、その後しばらくして償還、返済が始まります。その返済額について、これがまたその返済額の全部じゃないんでしょうけども、一定割合が交付税対象、大竹市の必要経費として国が見てくれるわけですね。そうすると、返済財源の一部を交付税が見てくれます。個人生活で言えば、最近、皆さんが利用している住宅ローン控除なんていうのがありますけども、ローンを払うときに随分、税金をまけてくれますね。そういうイメージで捉えたらいいんじゃないかなと思います。市で言えば、国からもらう交付税の収入がふえるわけですね。ここまではわかりやすいですね。

ここからがおもしろいんですけども、大竹市の30年を振り返ってみます。今、大願寺の返済、一生懸命やっております。18年度の終わりに返済スキームというのをつくって25年

度が8年目です。当時127億円あったとされています。現在、残っているのがことし、来年の3月末現在で21億円余り減ったことになります。127億円のうちの21億円をやっとこの来年の3月で償還し終えるんだってということについては、正直驚いているんですけども。でも、たった21億円しか返してないんですよ。でも財政的には厳しく、市を閉塞感が覆っています。なぜだと思われますか。この21億円の返済については、交付税措置も何もないんです。国の政策と無関係の借金ですから、交付税計算上、返済資金を市の維持経費とは国は見てください。丸々自己負担、市民負担しているからです。ここまではよくわかりますよね。賢明な方は十分、理解されていることだと思います。

最近、気づいたことがあるんです。競艇なんです。大願寺の事業と同じように、競艇も地方財政制度の外に位置しています。もうかろうと損しよう、交付税がどうこうという世界ではないと思います。大願寺は出ていくお金を交付税がカバーしてくれないよという話ですけども、競艇収入はお金が入ってくるけども、交付税を減らされることはないよというものなんです。つまり競艇収入が多くあった時代は、交付税は減らされることなくお金がどんどん入ってきたんです、大竹市には。だからすごく大竹市は裕福だったはずですよ。競艇からの配当がなくなってもう久しいですけども、今は競艇からのそういう収入がない状態の中で、大願寺の償還という全く競艇と裏返しになったようなお金が出ていくわけです。だから、財政が厳しいというのは、それを見るだけでもすごくよくわかります。この往復の差は、相当に大きいと思います。大願寺の企画段階で、この地方交付税のことがどこまで審議されていたのか、認識されていたのか、本当に心配なんですけども。今や心配という言葉は変ですね。もう済んだことなんですけども。

不思議なんですけども、私、大先輩の元議長さんから、そういうことを聞いたことがあります。「固定資産税がふえて交付税が減るなんて、わしらそんなこと知らなかったけえの」って。10億円の収入があったら、大願寺に100億円の借金があっても10年で返せるんですよ。11年目からは丸もうけやと思うとったって、そういう話は何度も聞きました。そういう認識は今、お持ちですか。だから、同じ事業をしても、その財政負担って、随分差があるわけですよ。さっきからいろいろなお話があります。学校図書の話だとかいろいろありますけども、それぞれいろいろな国の財政措置があって、その仕組みをいかくぐってやらざるを得ないのが地方自治体の立場なんですけども、それをよく考えないと10億円大金よねっていう場合もあれば、20億円じゃけど大したことはないよっていうケースもあるわけなんですけども、今の竹市竹町の状況を考えた場合に、その国の制度というものをしっかり見ておく必要があると思うんですが、そのあたりの現在の財政を担当されてる方、もちろん市長ですけども、感想を、印象をお尋ねしたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○副議長（上野克己） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本来、議会でしっかり議論すべきこと、その御質問でございましたが、残念ながら裁判にかけられまして、今、係争中の事件でございます。そういう意味で多くの部分の答弁を差し控えさせていただきます。

日域議員の御質問にお答えいたします。最近30年間の大竹市の財政推移についての御質問にお答えいたします。

昭和58年から今日に至るまでの、大竹市の30年間の財政運営を振り返りますと、右肩上がりの安定した経済成長期が終わり、今まで経験したことのない先の見通せない時代に突入した厳しい30年間であったと思います。

石油ショック以降、企業においても行政においても、大変厳しい時代を経て、バブル経済の中で日本じゅうが実態を見失った時期に、さまざまな計画や事業が立案され実施されてまいりました。バブル崩壊後は、急激な時代の変化とともに、レジャーの多様化や所得の落ち込みなどを背景として競艇事業収入が年々落ち込み、平成12年度には配分なしという事態に陥り、本日まで続いております。税収や交付税のような比較的安定している財源と異なる競艇事業収入を財源の一部として事業を実施してきた本市におきましては、歳入が激減する中で行政運営を可能とするために、先輩方は事業の見直しや人員削減を急務として取り組み、建設事業には建設事業債を充てることで財政運営をしてまいっております。

現在は、大きな課題の整理が一段落し、厳しい財政状況ではございますが、ようやく次の時代を思い描く時期に来ていると感じております。ただ、自然公園整備事業や土地造成特別会計の支援は、今後も長期にわたり続いていくこともよく認識しておかなければならないことでございます。御指摘のように税収が10億円ふえても、実質、大竹市の収入は26.5%部分しか効果がないということで、そういう意味で基金を積ませていただくお金につきましても26.5%という形にさせていただいております。過去に学び行政の継続性を考えていく上では、本市の本来の行政需用を十分に把握し、持続可能な行財政運営に取り組んでいかなければなりませんし、大規模事業につきましても、いつも申し上げるとおり財源確保の見通し、財政バランスを十分に考慮に入れた上で判断させていただきたいというふうに考えております。

以上で、日域議員への御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（上野克己） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は、10番、日域議員の質問から再開をいたします。

再開予定は15時15分からでございます。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

14時56分 休憩

15時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（寺岡公章） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

一般質問を続行します。

10番、日域議員の再質問から行います。

10番。

○10番（日域 究） 寺岡議長にお願いなんですけども、今2つ質問したんですけども、1問目の答弁がもらえなかったんですけども、私も確かに裁判が今続行中ですから、それに触れないように質問をつくったつもりなんですけども、全面的に答えてもらえませんか

た。さっきのお話からいけば、特定秘密に指定されたかなと思いたくなるぐらいに全面的なアウトだったんですけども。

例えば、わかってることありますよね。プロポーザルでいえばホームページを見るだけでも結構出てきます。そのあたりについて、ちょっと答弁いただきたいんですが、そのように議長のほうから市長のほうにおっしゃっていただけませんか。

○議長（寺岡公章） 執行部のほうで何かお答えできることはありますでしょうか。

市長。

○市長（入山欣郎） 一般論について、お答えをいたします。

不動産評価審議会は、不動産評価審議会規程第2条第1号の規定によりまして、面積200平方メートル以上の土地または延べ面積200平方メートル以上の建物のうち、予定される価格が200万円以上のものを売却する場合、その不動産の評価について審議するものでございます。そして、組織する職員のうち不動産評価審議会規程第3条第4号に規定する「その他会長が指名する職員」についてでございますが、より多くの意見と議論が必要と会長が判断した場合、職員の中でも多くの経験と広い見識を持った職員を指名するものでございます。会長は副市長でございます。

次に、プロポーザル方式に関する御質問につきましては、プロポーザル方式は発注者が複数の者から対象業務に対する実施体制や方法、考え方などについて技術提案を求め、必要に応じてプレゼンテーションやヒアリングを行い、契約を締結するための優先交渉権者を選定する方式でございます。これまで、公共工事における設計業務、戸籍、電算などのシステム構築業務、各種の計画の策定業務など、さまざまな分野においていわゆるプロポーザル方式という名称で採用をしております。

プロポーザル方式における評価項目や評価基準につきましては、個々の事案に応じて設けることとしておりますが、目的に沿った質の高い成果品を生み出すことができる能力を持った者を選ぶためには、特定の項目に偏ることなくさまざまな観点から評価する必要があります。そういう意味で、例えば、同種・類似の業務実績や実施体制、業務の目的への理解度や考え方、本市行政への理解度、的確性や独創性、実現性、業務に対する意欲や熱意、さらには業務の効率性や事務改善の視点、金額などでございます。それぞれの業務の特性を的確に反映したわかりやすい評価となるよう配点を行うとともに、公平性・透明性の確保の観点から、公募の段階で募集要項などで示させていただいているというところでございます。

○議長（寺岡公章） 10番。

○10番（日域 究） ありがとうございます。プロポーザルって、確かにいつの時代からあるのか知りませんが、最近はやりというか悪いことじゃないと思いますが、プロポーザルに応募しようと思ったら手間がかかりますよね。ただじゃできませんよね、いろいろな計画をつくるにしても何にしても。費用弁償っていいですか、これもケース・バイ・ケースなのか時代の変遷なのかわかりませんが、あるプランをきちんとつくってもらおうと思えば、外れた業者は回収する手段がないわけですから、そういうので、ものによるんですけども、それはどういうふうになっていますか。プロポーザルに費用弁償をしているの

かどうか。

それと、結果の公表ですけども、たしか大竹小学校の設計業務については、順位というか1番と2番は出ていましたね。その他は参加者でした。これはあくまでもホームページですから、全面公開の部分ですから。でもやはり、さっき言いましたけど、入札で言えば、今ごろ入札の金額を公表してあるわけですけども、やはり入札ではなくて随意契約の準備段階というのであれば、その準備段階、もちろん評価はさまざまありますからどれがいいとか悪いとか外部が言えるものじゃありませんが、せめて委員会、審議会をつくって、「こういうふうに事業者を選びました、そのときにはこういうメンバーでこういう点数でした」っていうのがないと、「なんで、わし外れたんや」っていうことがありますからね。その辺はちょっとう、金額だけで決められないからこそプロポーザルをやるわけですから。プロポーザルにいい業者が一生懸命応募できるように、そして応募してくれた人たちをきちんと評価できるようにという手順が要るんじゃないかと思いますが、そのあたりどういうふうになってるか、これ一般論ですから答えやすいと思うんですけどよろしく願いいたします。

○議長（寺岡公章） 総務部長。

○総務部長（太田勲男） プロポーザルについてでございます。

まず、プロポーザルに公募された企業の方については、かなりの負担は生じるものと考えております。これについて、市として費用弁償というそれについての考え方は今、持っておりません。費用についての弁償は。まことに申しわけないんですが、市として統一的なプロポーザルについての基準を設けておりませんので、私が知っとる範疇では費用弁償等はしておりません。

それと、それぞれの過去に実施したプロポーザル方式による事業選定における採用理由及び評価項目等の評価基準等についても、その業務ごとにつくっておるものですが、結果についてはあくまで日域議員さんが言われるように公表すべきものだと考えております。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 10番。

○10番（日域 究） 先ほどの財政の話じゃありませんけども、懐ぐあいつていうのが大事ですからね。「昔はあった」というふうに聞いたんですが、それはもう太田部長ですら御存じでないぐらい、いにしえの話なのかもしれませんね。見積書1個書くにも手間がかかるんだっていうのは、ある議員さんがおっしゃってましたけど、確かにそうですね。見積もりはただって言われたらかなわないところがあるでしょうから、そういうことでございます。

評価の公表ですけども、「大願寺」って言ったら答弁がもらえないかもしれないんですけども、あのときも、これは今でもホームページにありますけども、「全員が失格になることもあり得ます」というただし書きがついてました、最後に。要するに、1社しかないからいいんだじゃなくて、1社しかなくてもそれでも悪かったら没ですよという一言がついてましたから、やっぱり評価はしてあるんだろうなという気がするんですが。「そうで

すよね」って言ったら、答弁をもらえますでしょうか。

○議長（寺岡公章） いかがですか。

総務部長。

○総務部長（太田勲男） プロポーザルの審査結果については、それぞれ個別の事項で業務ごとに特性に応じて判断する項目を決めております。基本的なプロポーザル方式の評価項目でございますが、基本的には公表すべきものだと考えております。

以上です。

○議長（寺岡公章） 10番。

○10番（日域 究） 大願寺に関して言えばですね、裁判になったのはことしの初めごろですけども、監査請求をしたのは去年の12月ですけども。その前に、それよりかさらに前に、業者選定、事業者選定委員会の議事録を開示請求したら不開示だったですからね。争いごとになる前の段階で不開示でした。それから、次の段階で不服申立てをしました。そうしたら評価が書いてあるところだけマスキングというか黒く塗りつぶした部分開示が2回目です。裁判が始まってから部分開示を解けて言って、裁判所を通じてお願いしたら出てきました。何が出てきたかって言うと、点数です。点数が高いとか低いとか、いかにも点数があったよねっていう痕跡がそこに見えましたが、それが何を意味するかは私は今わかりません。

ただ、今の部長のお話であれば、その段階でなぜ全面不開示と一旦決めたのか。そのあたりは正直言いまして大きな疑問が残ります。開かれた市政と言えるのかという疑問を表明して、この1番目は終わりたいと思います。

2番目の30年のこの財政推移ですけども、さっきの市長の御答弁は、私、全くそのとおりで、そうだよねって、全く私と意思が同じだという気がいたします。消費税が4月に上がるというのはもう既定の事実なんかなと思います。今回の12月議会の議案にもありましたよね、消費税の改定が。消費税が上がったらどうなるか。大竹市にも歳入が少しはあるんですよね、地方消費税か何か。

大竹市に、総務部長、真面目に聞いてくださいね。大竹市に税金が入ってくるということは、大竹市の交付税が減るんですよ、その分。大竹市に消費税分、わずかですよ。5が8になっても大竹市がもらう分なんてわずかですけども、地方自治体にも地方消費税的な意味合いで入ってくるんでしょうね。それだけ財政の懐が豊かになりますから、じゃあその分、交付税は減りますよねって。今、国が何を考えとるかという、都道府県で言えば東京都ですよ。不交付団体ですから。市町村で言えばたくさんありますよね。筆頭格が豊田市なんかでしょうけども、財政力指数が1.6ですからね。むちゃくちゃお金がうなってるんですけども、そのかわりそれを当てに予算を組んでいるから、狂ったら大変ですよ。それがああいう超裕福な自治体の話ですけども。消費税が上がったら大竹市は税収が少しふえる。そしたら「おまえ、豊かになったよね」って言ってそれに見合う分だけ交付税が減らされます。だから大竹市はほんのちょぼっと豊かになるんだと私は思いますけども。じゃあ東京都と不交付の市町村はどうなるかって言うと、減らされるものがないんですよ。もともとゼロですから。だから地方消費税的にもらったものは全部、懐へ入るわ

けですよ。「それはまずいじゃろう」って言って、国が財政力指数1のまちからその分を召し上げてほかにばらまこうと今してますよね。

税金で言えば、例えば法人市民税なんていうのがありますね。この法人市民税も、もともとは法人税をベースにして従業員数で割り振りするんだったんだと思います。私が習ったときそうでした。でもこの前、総務文教委員会で三井化学の市原工場へ視察に行きました。そしたらあそこの工場に何かが書いてあったか、私はすごいショックというか当たり前ですけどもね。市長にはよく聞いてほしいんですが。「少人数工場を目指そう」って、スローガンが、大きな看板が書いてあるんですね。少ない人で動かすということですね。それこそ昔、ロボットメーカーが山梨県の忍野村に無人工場をつくって従業員がゼロだと。じゃあ法人村民税かな、忍野村ですからね。法人村民税の計算はどうするんだって話題になったことが過去にあるんですけども。今は人間の数だけでなく、人間の数にしたら東京本社に人がいっぱいいたら、全部東京に入るわけですね。地方の工場というのは広いけども人はいないと。そしたら少ないわけですね。じゃあ面積が何かよく知りませんが、償却資産だとかいう、それもカウントしようとか、あるいは市町村が、県もそういうのがあるんですけども、やっぱり何か基準を変えていろいろなことをやってますと。これは法人事業税の話ですけども。「かなり昔に比べれば調整をしてるんだ」っていうふうに県の方がおっしゃってましたけど。やっぱりそうやって市町村の貧富がないように一生懸命、国が苦勞してるわけですよ。たくさん税金があるところばかり立派な庁舎を建てるのもまずいですから、一生懸命工夫している。その中にあるのが、要は税込と交付税でとりあえず足してしまえば何とかまちが維持できるよねというのが税込と交付税で担保してるわけです。そこに加わってしまうものは、幾ら頑張っても努力して税込をふやしても、「ああその分じゃあ交付税減しますよね」って言われて、何か頑張った割には歩どまりが悪いわけですけども。

土地造成とか、あれは県なんかはどうですかね、工業団地を一生懸命やってますよね。この前、来年度から時価評価になるっていうので随分、減損処理するんだって新聞に出てましたけど。県はもうあっちこっちでやってますから、あれは県のひょっとしたら日常業務かもしれませんが、大竹のような小さいまちで、ああいう土地造成事業というのはめったにないことかなっていう気もするんですが。交付税で見てくれないとすればどうするかっていうと、意地でも採算を合わさなくちゃいけないわけですね。採算が合わなかったらもう税金稼いだって、税金は交付税でチャラになるわけですから。大願寺でいっぱい借金ができたのはもう過去の話ですよ。でも、そのお金をどうやって返すっていうのも、突き詰めたらないんですよ。だからあの大願寺に学校を持っていたんだというのは私はよくわかりますけども。どうしようもないわけです。税込じゃあ見てくれないわけですね、なかなか。で、どうなるかっていうと、中川市長の一番最後の出来事ですけども、土地が売れないから一生懸命、自然公園だ何だかんだって言ってウルトラCを考えて、その場を急場をしのいで大願寺返済スキームって呼んでましたけど。

実を言うと、最近それをまた見直してみたんですけども、今やっていることと大願寺返済スキームのときに決めたことが違うんですよ。もちろん毎年、毎年、予算を通して

るわけですから、手続上、何の間違いももちろんないんですけども、あのときは50億円で自然公園を買うんだと、毎年5億円ずつ一般会計から買いますと。それを20年の元金均等償還で償還したらこうなりますという表をもらったんですけども、今見ると、時と場合によって30年の元利均等、住宅ローンですね普通の。元利均等の30年であってみたい、かなり一生懸命、先に送ってるというか、財政がきついということですね。一生懸命、先送りしている。それしかないだろうと思いますから、それを捉えて「よくない」と言う気はないんですけども、一生懸命、先に送っています。それでも一般会計が毎年5億円ずつ買うわけですから、そして借金の返済が始まったら一般会計で償還しなくちゃいけないですね。そうすると、私ここに表を持ってきたんですけども、大竹市の公債費比率というのが平成18年の実質公債費比率というのが大竹市はむちゃくちゃ低いんですよ。広島県で竹原と並んで12%台ですよ。

それが平成23年度、これがネットを見た場合の最新版なんですけども、平成23年度の公債費比率は竹原は何とさらに下がってるんです。12.5が11.4というふうに8年間でさらに下がってるんですが、大竹は12.7だったのが今21.2になってます。公債費比率が高いことが即問題かと言うとそうでもないんですけども。ほかにも高くなったまちはあるんですけども。新規に事業を始めたなら高くなりますよね。

例えば、同じようにふえてしまったまちはあるんですけども、そのまちは見ると将来負担比率というのが低いんです。だからもともと何もないんだけど、何もないから借金して何かをつくってやろうと、つくったら償還が始まったと。そうするとその年度年度の償還財源が一定割合になったから公債費比率が上がったんですけども。でも、将来までではないわけですね。大竹市の場合は、12.7がこの5年間で21.2に上がってしまったんですが、これは大竹市がその間に大きな事業をしたからというんじゃなくて、結局、一生懸命、将来にぐっと押して大願寺の借金が、やっぱり自然公園とかなんか言いながら、こっちへ一般会計のほうに流れてきますから、それを償還せざるを得ないですから。そういうのが大したことをしてないのに21.2になったのかなあというふうに私は思います。

これが、今からも、大竹は圧倒的に将来負担比率が高いわけですから、まだ向こうにしっかり負の遺産が残っているわけですね。それがこれからどんどん戻ってきますから、こっちへ逆流してきますからね。それを考えてみると、今から相当厳しいわけですよ。そういう中でいろいろなことを考えるんですけども、交付税で見たくないようなそういう借金というかそういうものをつくると、今後大変ですよという気がすごくするんですけども。

大願寺の話はとりあえず終わりましたから、あれはどうしようもないで終わってますけども、例えば、橋上駅の問題であるとか、例えば、競艇が気になるんですね、私。競艇が何かまた設備投資してるんですけども、競艇はもうかるようにつくったもんですから、もともともうかるんですよ。大竹市もたくさん配当をもらっていい時代を過ごしたんだと思いますが、今あれがどうなるか。もしあれが、福山競馬じゃありませんけど、ある段階で行き詰まってしまった場合に、これもまた交付税は見たくないですよという気がするんですけども。とにかく、交付税の中にあるものはまあいいとして、交付税の外にあるもの、土地造成とか橋上駅もそうですね。これはもう大竹市の収入にはなりませんよね。

J Rにプレゼントするもんですから、これはもうなりませんし、駅前がにぎやかになって、例えば地価が上がって固定資産税が仮に上がったとしても交付税が減るわけですからね。だから、大竹駅の橋上化の財源というのは、本当に厳しいだろうと私は思うんですけども。そのあたりも、それが今ここでいい悪いって言いませんけども。やはりそういう税収とは違う部分の、丸々もうかったら丸もうけですけども、損をしたら丸損ていう、そういうものは随分気をつけてほしいような気がします。

最近、手に入れた大願寺山のというか、県の埋立に土を出しましたね。あのことを特集した建築雑誌の古いやつですけども、バックナンバーを手に入れたんですけども。あれを見ると、事業費78億円、その4割以上が土を出すための経費というかあの装置というか、それに4割以上と書いてありました。元の部長さんの名前が出てましたが、当時は係長さんかな、市の職員さんの名前が1名だけ出てましたけど。あれもそうなんですけども、県の事業に協力するのはいけないということはないですけども、78億円の4割以上というと30億円か35億円か、それにプラスアルファしたんでしょうけども、それはなかなか戻ってきませんよね、制度を考えたら。交付税と関係ないわけですから。「あの時点は右肩上がりよね」っていう人もいますけど、いや、平成5年ごろはもう右肩上がりじゃないですよ。バブル崩壊で大騒動していた時期だと思います。それでも「その後、回復すると思ってた」と言えばそれまでですけどもね。ああいう下手をした場合に、まるっきり市民負担になるような部分については、よく考えておかないと、それこそ将来に禍根を残すということになるんですが、大きな意味でこの財政の話ですけども、それについて感想なりありましたらいただきたいと思います。

○議長（寺岡公章） 市長。

○市長（入山欣郎） 自分が受けたときには、もう大願寺がほぼ終わった時点で受けさせていただいたということで、大きな借入れに対して、どのように運営しながら返していくかという大変な宿題を持ちました。

考え方は2つあるかと思います。

企業の運営と一緒に大きな借金があるからもう手を挙げてしまうと。縮小均衡をとりながら破綻をして国から面倒を見てもらうというやり方。もう一つは、もう過去に投資されたことについては、それを十分に活用しながら、さらに発展をするまちを目指して死に物狂いで歯を食いしばって市民の皆さんと頑張っていくやり方。その2つがあらうか思います。私はその後者を選ばせていただきました。

それと、過去にそういう大きな投資をしたことについての賛否はいろいろな時代時代の評価によって変わってまいります。今のようにダイセルさんが新しいプラントをつくってくださり、レイヨンさんがカーボンファイバーの工場をつくってくださり、全てのことが投資に向かって1,000億円以上にも投資が行われた時代に評価すれば、ああ、先輩方は素晴らしい評価をしてくださったなという評価になります。でも、あと二、三十年たったときに、今の企業の皆さん方が世界的な情勢の中で、例えば違う方向に移ったときには、何と無駄な投資をしたなあというような評価になるおそれもございます。そういうことは胸の中にしっかりおさめながらも30年先、50年先の、今度は自分が受け持ったときのやり方

によってその評価が30年先、50年先も間違っただけだったなというようなことを思い悩みな
がら、日々決断をさせていただいているようなわけでございます。

そういう意味で、先ほども議員がおっしゃられましたように、自分が入ったすぐには、
不交付団体を目指そうと、税収がふえたら全部自分のところのものになるからという考え
をされておりました。民間から入ってくると、あれおかしいなと。市民の皆さん方が国税
を納めるのに、交付税をいただかないで皆さんの税金分が大竹のまちに戻ってこない、こ
んな仕組みが本当に正しいのかなというようなことも勉強させていただきました。

それから、今度は税収が50億、60億あった大竹よりも20億しかない広島県のほかのまち
を見させていただきますと、交付税が桁違いに多い中で、安定して運営されておりました。
大竹のまちは税収が多いという割には、法人市民税が非常に変動が激しいということで運
営の難しさを感じておりました。そういう意味で、大竹のまちを、先ほども議員がおっし
やられていましたように、市債を発行しても返還時、金利について交付税措置がされるよ
うな仕組みにどうやって変えていくかということを主眼に運営をさせていただき、それは
第一には県や国との信頼関係をきちっととり、そして県や国の施策にのっとって物事を進
めていくということが、そのことに寄与するということで、市債の内容について後々、交
付税措置される部分に返還するようなことを、職員ともどもに日々努力するというやり方
をさせていただき、市債そのものは伸びておりますけど財政内容については、私はかなり
の部分で改善されたというふうに自負をさせていただいております。

これから先の時代は、議員のおっしゃられるとおり大変な時代を迎えます。それは、職
員みんな、それから市民の皆さん方、そして議会とも知恵を絞りながら、まさに働いて支
える人たちが少なくなる中での運営のやり方ということについては、勇気を持って決断を
しながら運営してまいりたいというふうに思います。

十

ただ、国の動向をしっかりと見定めたい。ただ議員がおっしゃられましたように、日本の
国は、どこの地方も運営できなきや国が成り立ちません。ということは、どんなに苦しい
まちも運営できる仕組みは必ず国はつくるんだろうというふうなところはひとつしっかり
腰を据えてなおかつ百年の計を立てて、一步一步いいまちをつくるために努力を続けたい
というふうに考えております。御理解いただきたいと思います。

○議長（寺岡公章） 10番。

○10番（日域 究） ありがとうございます。そろそろやめようかなという気もするんです
がね。

ただ、市長がおっしゃった今のやり方は、私は特に反対じゃありません。中川市長が
終わりのころおっしゃっていたのは、「財政力指数1以上を目指すんだ」と。確かに1以上
稼げば、財源が手元に残りますからふえますから、それで償還できたら最高ですよ。でも
なかなか1以上になるって、そりゃあ簡単じゃありませんから。そりゃあ、かなり夢物
語ですね。

ただ、市長がおっしゃった、反論するわけじゃありませんが、日本の自治体って、破綻
って言っても、誰か面倒を見てくれるわけじゃなくて、搾り取られますからね。最近で言
えば、デトロイトが破綻したというのがありましたけど、アメリカなんか破綻したら銀行

に責任を求めるわけですから、まだいいんですけども。多分、そんな時間かけずに再建されると思いますけども。日本の場合は、銀行は最優先ですからね。夕張市の借金のこと、いつか言ったかもしれませんが、夕張市の借金は北海道庁がちゃんと肩がわりして返しますから、銀行は安泰なんですよ。そういう制度の中だから、市長がおっしゃったというか今やっていることは基本的には間違っていないと思います。今、一生懸命、大量の償還をしたら、毎年毎年の予算は組めませんから、やっぱり上手にぼっちりぼっちり、一生懸命、長期返済をしていくしかないだろうと思うんですけども。そう考えると、使える財源がその分減るわけですけども、その減った財源は極力丁寧に有効に使ってほしいなということをお願いして質問を終わりたいと思います。

何か、コメントがあったらお願いします。ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） 市長。

○市長（入山欣郎） 一言だけ。自分が就任した当初、国が銀行に対して、いわゆる徳政令というようなことがちょっと議題になって、銀行のほうが大竹市に対して貸し渋るような雰囲気が出たと。これは大変なことになるなということは、その時代にちょっと思いました。今はそういうことがなくなってきました、おかげさまで。ありがとうございます。

○議長（寺岡公章） 続いて4番、藤井 馨議員。

〔4番 藤井 馨議員 登壇〕

○4番（藤井 馨） 4番、市民の味方の藤井 馨でございます。偶然でございますが、一般質問を行うときにくじ引きを2回行うんですけども、たまたまこの市民の味方が6、7、8と続いて、打ち合わせをしたわけでもないんですが、財政問題ということになっております。私は、健全な行財政の運営の推進についてということでお聞きいたしたいと思っております。

国の方針により、税制の抜本改革が行われています。社会保障の安定財源確保と財政の健全化の同時達成への第一歩として、消費税率の引き上げを柱とする税制全体を通じた改革を行うと言われております。その一つとして平成26年4月から消費税率が現在の5%から8%に上げられ、消費税率が上がるということが決定されています。そして、平成27年10月にはさらに2%引き上げられ消費税率が10%になるという予定になっております。

これらの使途については、消費税込、国の分ですが、高齢者の経費として基礎年金、老人医療介護と、社会保障経費として年金・医療・介護・子育て等に充て、全て国民に還元するというふうに言われています。消費税率アップ前の節税から、大きな買い物を中心に需要が伸びており、特に住宅の販売が好調のようです。しかし、一般の庶民感覚から見れば景気がよくなったという実感はないようで、消費税増税により国内の景気がどのようになるのか有識者の方々の中にも意見の違いがあるようです。

少子高齢化は確実に進んでおり、この問題に対して対策が必要だと私は考えています。消費税率の引き上げは、所得の低い人ほど負担が大きくなる逆進性があると言われておりますので、消費税率の引き上げ時には一定の手当てが必要であるとも思います。駆け込み需要の反動から増税後の景気が冷え込み、落ち込んだまま回復しないことを懸念する有識者の方もおられます。いつどんな形で財政破綻が起こるかわからないが、起こる可能性の確

率は非常に高まっていると指摘する学者もおられます。このような社会状況を念頭に置きながら、大竹市の健全な行財政運営の推進についてお聞きいたしたいと思います。

わがまちプラン第五次大竹市総合計画の前期基本計画によりますと、平成21年度末時点で、市債残高が440億円と記載されており、平成27年度末に370億円になるという数値目標が掲げられています。6年間で70億円の起債減額数値目標になっております。平成24年度決算時点で起債残高合計が421億円であります。その内訳は普通会計が206.4億円、公営企業会計が100.2億円、土地開発公社が34億円、農業・漁業排水特別会計が3億円、土地造成特別会計が77.3億円となっております。公営企業会計や土地造成特別会計の起債残高の返済は右肩下がりです。返済が進んでいますが、普通会計の起債残高は右肩上がりです。平成21年度決算に比較し、平成24年度決算時に17億円の増加となっております。平成24年度決算と平成25年のこれは予算でございますが、比較をしても4.2億円増加しております。普通会計がこのまま210億円程度で推移したと仮定し、公営企業会計や土地造成特別会計の起債残高の返済がこのペースの右肩下がりです。進んでいくとすると、平成27年度末には起債残高が約394億円になろうかと思っております。もし間違っておったら指摘してください。第五次大竹市総合計画の前期基本計画の370億円の目標金額にするには、小方小・中学校の跡地売却を含めた歳入が24億円以上あればこの数字は達成することになります。推計どおりに返済し目標金額の370億円になれば、平成27年度末で将来負担比率が210%以下になると記載されています。債務残高の減額はとても重要ですが、これから新たに行う事業で起債の発行が行われれば、その分、債務の減額は後にずれ込みます。しかし、どうしても必要な事業は実施されなければなりません。費用対効果の低いものなどについては、見直していただきたいと考えます。限られた財源を有効活用するために、より高くよりよい企画を立てていただきたいものです。企画で結果は、私は決まると思っています。

既に決まったことですが、このような厳しい財政難のときに、野球場の建設により新たな支出が発生いたします。年間の維持管理費だけでも2,000万円から2,500万円の多額の出費が発生するとお聞きしていますが、この費用は、今後、野球場が存在する限り必要です。あちこちで市民の方と話してみましたが、市民の間では、野球場建設の評判はよくありません。もう一つ、注文をつけさせていただくと、市民活動助成金を一気に500万円増額し、結果的に予算段階で白紙委任をした形になり、予算承認前からうわさのあった玖波まちづくり振興会へ250万円もの助成金が認可されました。市長のお考えは、商売は命がけで行うものだという判断に私は日ごろから尊敬していましたが、少し残念な気持ちであります。

ここでちょっと言わせていただきますが、玖波まちづくり振興会は商売ではないというふうに私も思いますけれども、ここらが微妙なところだというふうに考えております。本年度の予算で500万円の増額をされたのか、そのわけをお聞きいたしたいと思います。大竹市市民活動助成審査委員の審査結果を見ましたが、10点満点で7点でした。ゼロ点がなければよいとの判断のようですが、私が心配していた公益性、実現性、及び継続性がいずれも1点であり、いい審査を行っているなというふうに失礼ながら思いました。私は、この中でも継続性を一番心配しています。おもしろい企画とは思いますが、すぐ近くにコミサロや公民館がございます。これを活用してもよかったのではないのでしょうか。

経費の節減の取り組みについてお聞きいたします。ことわざにも「入るをはかり出るを制す」というものがありますが、歳入を増加させるのはなかなか困難であり、やはり同じ難しくても歳出の削減に取り組んでいただきたいと思います。やや古いことで恐縮でございますが、7年前の入山市長のマニフェストにも、「新規政策の財源は行政経費の節減で捻出します」とあり、将来の職員数について、人口150人、200人あたりに1人を想定しています。その当時は100人あたりに1人の水準であったというふうに書かれております。きょう現在では、職員1人に対して多分、100人を切っているのではないかというふうに考えております。職員数が一定なら、市の人口が減少すると職員1人あたりの人数は自然に減ります。それにしても当時の想定に比較すると差が1.5倍から2倍になっておりまして、人員の削減が難しいようであります。人員の削減が難しいのであれば、職員の方には大変厳しい話ですが、人件費の節減の方法もございます。もちろん私個人では私たちも例外ではないというふうに考えております。ほかにも助成金などの見直しをしっかりと行い、新たな財源を捻出していただきたいと思いますというふうに考えます。

大竹市総合計画審議会答申書の中にも業務の見直しを行うよう記載されており、「特に20代、30代の若手職員の方は、総合計画を全て読み直してください。先輩方のつくってきたこれまでのエネルギーが全て織り込まれています。その結果が今の財政状況です」というふうに記載されております。そしてさらに、「市長のリーダーシップの下に、職員の皆さんが知恵を集めたら、改善できます」と、いうふうにも記載されております。この件につきまして、どういうふうに取り組んでこられたのか、またこれから取り組んでいくのか、お聞きしたいと思います。くれぐれも申し上げますが、市長や職員の方とともに頑張ることにこれを訴えて私は質問しておるのでありまして、決して非難しているわけではございません。現在の状況を見ると、どなたが行っても大変難しいだろうなというふうに私も考えております。若い人たちが大竹の将来に希望の持てるようなまちづくりにみんなで少しずつ汗を流そうではありませんか。孫や子の代に、私たちの時代の借金を少しでも減らすのが親心であろうかと考えております。厳しいこと、困難なこと、いろいろお尋ねしますが、よろしくお願いいたします。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは、藤井議員の第五次大竹市総合計画、健全な行財政運営の推進について、お答えいたします。

まず1点目の借入金残高の数値目標についてでございますが、一般会計市債残高の平成25年度末見込みは、議員の御指摘のとおり平成24年度末残高と比較して増加する見込みとなっております。

その主な理由は、臨時財政対策債の発行見込み額が増加していることにあります。国が本来、交付すべき普通交付税の代替措置として発行を認めている臨時財政対策債は、その算定方法が従来の人口基礎方式から財源不足方式に変わったことで、財政力指数の高い自治体においては、発行割合が高くなる結果となっております。本市は比較的財政力指数が

高い自治体であり、本年度の借入額見込みは8億3,042万円にまで膨らんでおります。この臨時財政対策債の元利償還額は全額、後年度の地方交付税に措置されることとなります。しかしこのままでは、当面の残高が増加していきますので、地方交付税の法定率の引き上げ等により交付税で対応するとともに、地方の財政需要の増加を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保することについて、国に対し全国市長会から要望しているところでございます。

次に、前期基本計画に掲げる平成27年度末の土地開発公社を含む全会計の市債残高の目標値370億円についてでございます。一般会計の市債残高を現在の水準で維持しつつ、特別会計及び企業会計の市債残高を減らすことで、旧小方小学校及び旧小方中学校跡地の売却見込みを含めて、現在のところ着実に目標に近づいていると考えています。

ただ、先ほども触れましたが、国の動向により臨時財政対策債の借入額については増減がございますので、その点につきましては御理解をお願い申し上げます。

続きまして2点目の借入金残高の減額についての取り組みでございます。

市税収入等が落ち込む中、借入金残高の縮減を進めていくために、市長に就任直後、まず4段階の行財政改革を行いました。それは、第1段階として市長、副市長、教育長の報酬の見直し、第2段階として市職員の人件費のトータルでの削減、第3段階として企業関係の助成政策の見直し、そして第4段階として市民の皆様の税を含めた負担の水準を他市並みにさせていただくことでもございました。また、特別交付税につきましては、市長に就任以来、国に対して要望を続けており、昨年度まで7年連続で増額していただいております。

十

わがまちプランの基本目標である行政・社会の仕組みづくりは、基本理念である地域資源を生かし、みんなでつくるまちづくりをそのまま基本目標としたものであり、全ての施策の前提条件となるもので、前期及び後期の基本計画を通しての重点取組方向に位置づけているものでございます。その中では、効率的な行財政運営による健全化はもちろん、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を共有し、協働によるまちづくりに取り組む市民自治の促進が重要としており、市民活動助成金は本市における重要な事業の一つであると考えております。

市民活動助成金は、これまでは団体を立ち上げたときのスタート支援助成金と、新しい活動を始めたときのステップアップ支援助成金しかなく、これまでの助成金は施設や備品の整備は助成対象外でございました。そのため、施設や備品の整備を支援することで、市民活動のさらなる広がりを期待して、本年度から施設整備等助成金を追加したところでございます。

また、職員数の削減につきましては、支える者と支えられる者のバランスが崩れていく社会情勢を考え、就任以来、現在も取り組んでいるところでございますが、今後、さらなる削減を行うためには、今ある事業を廃止または縮小するか、事務のあり方を根本的に見直し、より効率的な事務執行ができるかということになると思います。しかしながら、事業の廃止や縮小は、住民の生活に直接影響を与えるものであり、慎重な検討が必要となります。

そこで現在、事務の見直しに先駆けて全庁的に取り組んでいますのが事務の総点検でございます。全ての事務を抽出しマニュアル化することで、人事異動による経験の喪失を防ぎ、ミスを軽減し、結果として効率的な事務が行えるようになるという取り組みでございます。全ての事務を点検するということは大変な作業であります、今後も内部経費につきましては、最小限で行えるよう一つずつでも確実に事務を見直していきたいと考えております。

行政や社会の仕組みづくりを進めるのは、大竹をよいまちにしていくという目標を達成したいからにはほかなりません。その思いがあってこそその財政運営上の借入金の削減目標でございます。

大竹をよいまちにしていくために必要になる事業は、どの年度においても必ずあるものでございます。事業の内容をしっかりと見きわめ、歳入・歳出のバランスをとりながら、目標に向けて努力したいと思います。

以上で、藤井議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺岡公章） 4番。

○4番（藤井 馨） 御答弁ありがとうございました。先ほどの日域議員の御答弁の中にも、借金があるからやらないか市民の皆様とともに頑張るかと言ったら、市長は後者のほうを選ぶということで、私も大変勇気づけられました。今の御答弁の中に、いろいろ苦勞されて債務の減額に取り組んでいるということがよくわかって理解することができました。特に、具体的にこれは私の勝手な質問ですけれども、例えば同じ職員数でも職場に活性化を出すという意味合いから、年功序列制といいますかそういったものを廃止し成果主義にするとか、そういうふうな庁内の改革、例えば1人が1.2倍の仕事をすれば2割分は市民が得をするというふうな計算になろうかと思いますが、その辺については何かお考えがございましたら、厳しい質問ですけれども、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（寺岡公章） 市長。

○市長（入山欣郎） 行政というのは利益を求める団体ではございません。市民の皆さん方がいろいろなことで御要望されます。そして議員の皆さん方もいろいろなことで御要望されます。職員が働けば働くほど事業がふえる、支出がふえるということも、ぜひ1点、御理解をいただきたいというふうに思います。職員が今よりもはるかに働いたら、はるかに費用はふえるということ、そのことも1点頭に入れていただきたいというふうに思います。

今、議員の皆さん方からいろいろな御要望をいただきます。いろいろなところの部署の人数をふやせ。いろいろなやり方を変えてもっと職員をふやせ。ここに充て。どっかを減らそうとしますと必ずどっかで苦情が出てまいります。そういう意味で行政の運営の難しさということもぜひ御理解の上で。ただ、働かなければなりません。人以上に働いていただくやり方をどうやっていくかということについては、議員、御指摘のとおり一生懸命やってみりたいというふうに思います。

○議長（寺岡公章） 4番。

○4番（藤井 馨） ありがとうございました。ぜひ、職員お一人お一人の能力を高めて、効率よく仕事を遂行していただくというふうに御指導いただけたらというふうに思います。

12月4日、昨日ですが、中国新聞の朝刊に「隠れ赤字バブルのつけ」との見出しで、「広島県の産業団地と港湾産業用地の造成してきた2つの事業会計が合わせて378億円の評価損が発生し、このつけが県民に回る可能性が大きい」というふうなことで報道されておりました。先ほどの平成27年度の目標値であります370億円に達するためには、どうしても小方小・中学校跡地あるいはその他、返済スキームがありますけれども、土地造成地の返済スキームについて、この小方小・中学校の跡地の売却が大きく絡んでいるのは間違いありません。これが先ほども壇上で申し上げましたが、24億円、この程度で売れないと目標値に到達しないというふうに私は考えております。もし間違っていたら訂正してください。

今、小・中学校は更地に戻すために壊しておりますけれども、時価評価がどれぐらいまで下がっているのかわかりませんし、どこが幾らで買うのか、またその時期はいつごろになるのか等で、やはりこの平成27年度の目標値である起債残高というのは後へずれ込むだろうと思います。そうしますと、当然ながら利息を払っていかなければならないわけで、なかなか非常に難しいと思いますけれども、この辺の取り組みについてお聞きしたいと思っています。

それと、壇上でも申し上げましたけれども、私はくばマルシェの中にありますまちづくり振興会、これの継続性というのを一番心配しているわけですが、この部分は、お答えは要りません。私のひとり言で結構ですが、義務的経費、家賃とか光熱水費等の固定費が年間230万円程度かかるようですが、これらの捻出はどうするのだろうか。またスタート年度においても会員の入会金とサポーターの会費がなければ恐らくこれ、90万円以上の赤字なのではないかと私は思っておりますが、私も昨年、サポーターになり1,000円支払いましたが、ことはやめております。今、話させていただいたことは、本来ならこの審査委員会のメンバーにお話しすることですが、この玖波まちづくりの振興会への助成金の認可が出たときから、担当部署の方は何度か現地を確認されたと思いますが、現地を見られて私が心配しております継続性について、何か御感想がございましたら一言お願いしたいと思っています。

この2点について、お答えください。

○議長（寺岡公章） 総務部長。

○総務部長（太田勲男） 返済スキームの関係でございますが、小方小・中学校の跡地の売却によって返済スキームが後に延びるということは当然、出てくることでございます。

現状では今、目標値27年度370億円、それに向けて財源対策債等の増加によって、その部分でのかなりの数値の変動性も出てくる中での370億円に向けて頑張っていこうと考えているところでございます。

○議長（寺岡公章） 市民生活部長。

○市民生活部長（青森 浩） まず、御心配の歳入の件でございますが、歳入につきましては毎年、会費を集めるというふうに聞いておりますので、歳入については問題なくいくんだらうというふうに思っております。

それから、事業の継続、実態の事業の継続性でございますが、私も何度か行かせていた

だいたことはあるんですが、なかなか現場を見るだけでは将来どうかというような判断というのは非常に難しいと思うんです。ただ、現実問題として、会員もたくさんおられますし定例の事業もやっておりますし、また新たな事業も、例えば今やっているのはくばマルシェとか健康相談事業、あるいはまた来年に向けて市制施行の60周年記念事業にまた申請され、また採択されておるということで、活発な活動をされているというふうに理解しておりますので、我々としては十分やっていただけるのではないかとというふうに期待しているところでございます。

以上です。

○議長（寺岡公章） 4 番。

○4 番（藤井 馨） 私も、時々、のぞかせて1,000円ぐらいの買い物をして帰るんですけども、お客さんが割と少ないんですね。そういったことで、私も心配しておるんですが、せっかくトータル270万円ですか、大きなお金が出ているわけですから、ぜひ、私はアイデアそのものは非常におもしろなというふうに考えております。成功していただきたいというふうに考えております。

最後になります。大竹市総合計画審議会の森協会長の言葉を引用させていただいて終わりたいと思います。

森協会長の答申書には、「将来負担比率、全会計借入金残高について、それぞれ平成27年度、32年度の数値を掲げていますが、今の状況から見ると理想的に見えますが、相当きつい数値ともいえます」というふうに書かれています。先ほどのお答えでは、370億円にかなり近づいているというふうなお答えで、私は安堵しとるわけですが、引き続いて、「財源を明確にしないと新規事業は実施しない。新規事業だけではなく、各事業とも財源の明確化が大切であるとの基本的な考え方がありながら、縮小均衡を目指した総合計画ではないと理解しています。第五次総合計画の実現に向けて、事業の執行のための財源の幅が必要なのではないかと思います。社会情勢や時点修正のことを言われましたが、もう少しのりしろを持つべきだと思います。この数値は第五次総合計画における財政指標としては、最重要な指標です。多くの財政指標を織り交ぜながらの行財政運営が図られることが大切です」というふうに述べられております。

今、市としては、これから将来、教育関連施設を初めとし火葬場あるいはごみ処理施設などにおいても老朽化が進んでおり、建てかえや補強あるいは修理などで大変な大きな出費が想定されております。私はこれらが心配の種でございますが、先ほどお答えいただきましたが、しっかり取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） この際お諮りいたします。

一般質問の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、12月6日の本会議に一般質問を継続いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって一般質問は12月6日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって本日は、これにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。明日、12月6日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

+

16時23分 延会

＋

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年12月 5 日

大竹市議会議長 寺 岡 公 章

大竹市議会副議長 上 野 克 己

大竹市議会議員 細 川 雅 子